

第百十二回 参議院法務委員会會議録第五号

(1101)

昭和六十二年五月十二日(木曜日)
午後二時開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

補欠選任

下稲葉耕吉君

杉元 恒雄君

四月三十日

辞任

補欠選任

吉川 春子君

宮本 顯治君

五月六日

辞任

補欠選任

杉元 恒雄君

下稲葉耕吉君

宮崎 秀樹君

土屋 義彦君

宮田 輝君

中村 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

三木 忠雄君

理事

工藤万砂美君

委員

鈴木 省吾君

委員

猪熊 重二君

委員

橋本 教君

委員

下稲葉耕吉君

委員

徳永 正利君

委員

中西 一郎君

委員

長谷川 信君

委員

林 道君

委員

秋山 長造君

委員

千葉 景子君

委員

関 嘉彦君

国務大臣

西川 潔君

政府委員
法務大臣 林田修紀夫君

法務大臣官房長 根来 泰周君

法務大臣官房審議官 稲葉 威雄君

法務省民事局長 藤井 正雄君

最高裁判所長官代理者 吉丸 眞君

最高裁判所事務総局刑事局長 片岡 定彦君

事務局側
常任委員会専門員 國枝 英郎君

警察庁警備局外事課長 野村 興児君

大蔵省主税局税制第三課長 大蔵省主税局税制第三課長

説明員
警察庁警備局外事課長 大蔵省主税局税制第三課長

本日開会に付した案件

○不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(林田修紀夫君) 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入を図る等のため、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正しようとするものであります。

ありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、登記事務の処理の円滑化を図るため、法務大臣の指定する登記所、すなわち指定登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができることとしております。

第二に、電子情報処理組織によって取り扱われる登記事務においては、登記簿に記録されている事項の公開は、その全部または一部を証明した書面、すなわち登記事項証明書、及びその摘要を記載した書面の交付の方法によるものとし、指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄に属する不動産または会社等についての登記事項証明書は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においても交付することとしております。

第三に、登記事項証明書の効力を明確にするため、この書面は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすこととしております。

第四に、指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地において登記を申請する場合において、当該支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、その登記の申請は、本店における登記の申請と同時にする場合に限り、何ら添付書面を要せず、手数料を納付して、本店の所在地を管轄する登記所を経由して行うことができることとしております。

第五に、不動産登記については、現行の不動産登記法上の諸制度の改善、合理化を図るため、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和するほか、閉鎖された登記用紙の保存期間の延長、登記事項に変更がないこと等の証明の制度の廃止等の措置を講ずることとしております。

また、商業登記については、現在無料とされている商業登記簿の閲覧を受益者負担の原則等の見地から有料化し、手数料を徴することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(三木忠雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(三木忠雄君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

などによりますと、十八年前のよど号事件にかかわる容疑者というんでしょか、逮捕されたという報道がなされております。これについて、この間の事実経過といえますか、それを警察庁の方から御説明いただけますか。

○説明員(國枝英郎君) 事案の概要について申し上げます。

昭和四十七年に北朝鮮に帰国いたしました二重国籍の人物の日本国籍が盗用されて、昭和六十一年、この人物名義の日本旅券が不正に取得されておたつたわけでございます。兵庫警察におきましては不正に取得した人物を五月六日旅券法違反で逮捕、取り調べを行ひまして、先日赤軍派よど号ハイジャック事件犯人紫田泰弘と断定した次第でございます。

○千葉景子君 現在明らかになっている事実というのは、そこまでということでございますか。

○説明員(國枝英郎君) 概要としては以上のとおりでございます。

○千葉景子君 ところで、この中で残留戸籍、国籍といいますが、二重国籍の問題が取り上げられているんですが、この実態などは把握なさっていらつしやるんでしょうか。警察庁の方ではいかがですか。

○説明員(國枝英郎君) 警察庁としては把握いたしております。

○千葉景子君 法務省の方で何かこれについて今後調査をなさるといふようなことも、これもまた報道の中で出ています。これは事前に通告はさせていたしておりませんか。けさの新聞報道等でもいろいろ記載がなされておりますが、この点については法務省の方はいかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) 市町村において、日常の事務処理の中で二重国籍を把握しようとする場合には、市長村長が法務局の方に通知をするということにはなっております。しかし、特に二重国籍者を事改めて調査をするということにつきましては、先ほどの昭和五十九年の国籍法改正の際、国

籍選択に関連して二重国籍者の把握が二重国籍者の差別につながるのではないか、つながらないようすべきであるという議論もございました。ような次第でありまして、慎重に対応すべきものと考えておりまして、直ちにそのようなことはできるとは思っておりません。

○千葉景子君 かなりこういうものを利用していいんですか、こういう事件がある、こういうことも可能性がございます。片方では、日本に在住する外国人等については管理が登録という形で厳重に行われているわけですが、逆に内外を割と自由に行き来がやれているというふうな現状について、法務省としては今後どんなふうにお考えになっていくつもりでしょうか。何か検討なさっているようなことはございますか。

○政府委員(藤井正雄君) 一般的に二重国籍というものが非常に好ましくないものであるということは、国際的な考え方として出てきているわけでございます。しかし、例えば先生御指摘のように、特にパスポートを二重に使用して出入りするといふようなことがございますと、入国管理というものが全くルーズといふますか、しり抜けになるという結果があるわけでございます。

ただ、その二重国籍の把握という問題につきましては、先ほど局長が申し上げましたように非常に難しい問題がございます。そして、そういう意図がない、善意の方々もおられるわけでございます。そういう方々の何といふますか、権利の保障と申しますか、そういうものについても配慮すべきだといふ御意見も当然あるわけでございます。その弊害と、それからそういう権利侵害にわたるかどうかといふこととの調和の上で、私どもとしては、そういう二重国籍というふうな状況になるべく解消する方向で考えていくべきかといふことは検討してまいりたいといふふうに思っております。

○千葉景子君 これは今後どういふ問題点が生ずるか、私もまだ整理がつかまぜんけれども、捜査の面では十分に大きな事件ということで、第三者

の人權を侵害したりあるいは無理な捜査などがなされないようにその辺の御配慮をいただきたいと思ひますが、警察庁の方はいかがですか。

○説明員(國枝英郎君) 警察の捜査におきましては、違法な事案を認知いたしました場合には、厳正、公平に対処いたしておるところでございます。

○千葉景子君 それじゃもう一点、今度は別な件でお尋ねしたいと思ひます。

最高裁で先日陪審制の問題を検討あるいは研究をしていくといふような話が報道されております。したけれども、これは一体どういふことでございますか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸貞君) 五月二日に行われました最高裁判所長官の記者会見におきまして、この陪審・参審制度に関する発言がございました。その御発言の要旨はおおよそ次のようなものでございます。

将来一層裁判所を国民に開かれたものとし、裁判に対する国民の理解と支持を得やすくするといふ観点から、裁判手続等についてもいろいろ検討していく必要がある。その一つとして、陪審あるいは参審といふような形で国民が裁判に参加するといふような制度についても、もとより直ちに実行するといふことではないけれども、将来の裁判制度を考えるに当たって検討されるべき問題であると思ふ。大体そのような御発言があったわけでございます。

○千葉景子君 これは、今後どのような検討あるいは制度として取り入れていけるような具体的な予定、予定といふますか、そういうことは現在の時点でどんなふうにお考えになつていらつしやるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸貞君) 現在のところでは、刑事局におきまして文献等をもとに基礎的な研究を行っているところでございます。

これはもとより、今すぐどういふものといふような問題ではなくて、将来の刑事裁判のあり方を広くいろいろ考えていくに当たりまして、先ほど

の長官の御発言にもございましたとおり、一つの研究課題として取り上げて基礎的な勉強をしているといふことでございます。そういうまだ基礎的な勉強という段階でございますので、将来のことにつきましては申し上げるほどのことはございません。

○千葉景子君 わかりました。

最近司法制度につきましても、司法修習の問題であるとか、司法試験の問題であるとかしていろいろ陪審の問題であるとか、さまざま、いろいろな制度改革あるいは検討、いろいろものがなされていらつしやるように思ひます。こういう問題は、全体に司法について将来どういふ方向で充実させていくとか、何か一番基本になるような考え方にのつとて行われていることではないでしょうか。その辺はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸貞君) 大変大きな問題でございます。恐らく刑事局長が答える権限の範囲を超えているようなところではないかと思ひますが、さしたる陪審・参審制度の問題について申しますと、先ほど申しあげたけれども、今すぐいふことではなくて将来の裁判というものを考えていく場合に、いわば国民に開かれた裁判所と申しますか、あるいは裁判に対する国民の信頼を確保していくといふ観点と申しますか、そのような非常に大きな問題として陪審・参審などの制度についても研究をする必要があるのではないかと、このような考え方に立つものでございます。

○千葉景子君 ぜひ開かれた民主的な司法、こういう点も今叫ばれているところでございますので、この陪審に限らず、そういう観点をぜひ頭に置きながら今後研究を重ねていただきたいといふふうに思ひます。

それでは、法案にかかわる質問に入らせていただきます。

今回は不動産登記法、商業登記法の一部を改正するといふ法律案でございますけれども、今登記

制度の現状、その数であるとかあるいは登記の具体的な事件の内容とか、こういう登記制度、登記の現状といえますか、これは大枠どのような現状にあるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記申請事件は経済の拡大に伴いまして逐年かなりの勢いで増加をしております。これは登記申請事件、いわゆる甲号事件はもちろんでございますし、特に謄抄本請求及び閲覧請求といういわゆる乙号事件においてその傾向が顕著でございます。

事件数につきましては、お手元にお出しいたしております法律関係資料の後ろの方でございますけれども、参考資料の6というところに昭和五十一年度から六十一年度までの件数が記載してございます。六十二年につきましては、まだ会計年度としましては集計ができておりませんが、六十二年一月から十二月までの暦年でもって集計をいたしましたところによりますと、登記申請事件数は二千五百九十六万六千件であり、謄抄本交付等の事件は四億九千九百八十五万五千件でございます。これはいろいろな土地の需要その他現在の経済情勢、景気の動向を反映しておりますものでございます。また、特に近年では首都圏等の大都市圏にその傾向が著しい、都市集中の傾向がある。と同時に、その内容におきましても、事件の複雑化、多様化という傾向が見られるというようにところでございます。

○千葉景子君 数は本当に相当増加をしているということがこの資料でもよくわかります。事件内容の複雑化というのは、具体的に言えば例えばどういうところにあるとあらわれているのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 例えば事件処理がかなり困難であると申しますのは、区分所有建物が非常に多くなつてきている。こういったものにつきましましては、先年区分所有法と不動産登記法が改正されました程度改められてはまいりました。が、事件の処理の困難性というものは存在するというふうに言つてよろしいんじゃないかと思ひます。また、いろいろな担保権等の登記、それから

公共事業関係で大量の登記申請がなされるというふうなことも事件を複雑化させている原因であるかと思ひます。

○千葉景子君 登記の現状をお聞きいたしますと、やはり数の増加、そして複雑化といひますか、こういうものがあらわれているように思ひます。

ところで、今登記制度の中でこういう点が問題になる、改善をしなければいけない問題点であるというふうなところは、法務省の方としてはどんな点を認識していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現象面であつたところを申し上げますと、よく言われることでございますが、お客様の対するサービスが甚だよろしくない。サービスの悪い方の官庁を順番で数えて何番目であるというふうなことが往々にして取りざたされるわけでございまして、これは、その主たる原因は事件増に伴う極度の繁忙化ということに原因があるであらうと思ひます。また、近年登記簿の抜き取り、改ざん等の部外者による不正事件が起つてきている。これがしばしば報道されて、新聞紙面をにぎわすようなことになっておりまして、これなどは、登記制度に対する国民の信頼を揺るがせる重要な要素になるおそれがあるという危惧を抱いております。

○千葉景子君 法務省の方から言っていたいてしまったものですか、サービスが悪いというのは余りこちらから申し上げる必要はないんですけれども、どうしても繁忙化してまいりますと処理が遅滞をするというふうなこともあらうかと思ひます。

それから、今おっしゃられたように抜き取りとか改ざんというふうな登記の信頼性、こういうものを揺るがせるおそれのあるような行為、こういうものはできるだけ今後改善をしていかなければいけない点だというふうに思つております。

今の事件処理、これは個々の事件、申請内容にもよるかと思ひますけれども、どのくらい時間がかつておりましようか。

○政府委員(藤井正雄君) これは、個々の登記所における事情がそれぞれ置かれた場所によりまして、また環境によりましていろいろ違うものでございまして一概に申し上げることはできないのであります。登記申請事件あるいは謄抄本の交付等の申請を受けてから、それを全部処理し終わるまでにどのくらい待たなければならないかというのを調査したものでございまして、これは全くの単純平均で出しておりますので、必ずしも実態をどの程度正確に反映しているかどうかはわかりませんが、登記申請事件、いわゆる甲号事件におきましては、全く単純に平均をいたしまして三・八日ぐらゐ、それから謄抄本の交付につきましては三・八時間ぐらゐ、こういうふうな結果を一応把握いたしております。

○千葉景子君 甲号事件は三・八日、これは単純平均ということでございすけれども、これだけいろいろ取引などが複雑化してくる時代を考えますと、平均が三・八日ですから、これ以上の場合もあれば以下の場合もあるかと思ひます。急を要する申請もあらうかと思ひます。そういう意味ではさらにこれを迅速化するという必要があるのではないかと思ひますが、今回のこの不動産登記法、商業登記法の一部を改正するというのは、多分この迅速性といひますか、サービスの向上、こういうところに大きな眼目があるかと思ひますけれども、そういうところをどうしようか。

○政府委員(藤井正雄君) まさに御指摘のとおりでございます。これを迅速に行い、お客様に対するサービスを向上させるというところにねらいがあるわけでございまして、そうすることによりましておのずから事務処理が適正に行われる、事務処理上の過誤も減少させることができるという効果もあるかと考えております。

○千葉景子君 もう一点の、先ほど出ました登記の信頼性という問題、それをできるだけ確保していく、こういう課題も一方にあるかと思ひます。これについては現在の制度の中での担保

している制度、あるいはそれ以外にこういう点を考えていかなければいけないというところ、どんな点があるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行の登記制度のもとにおきましては、登記は登記権利者、登記義務者の共同申請によるということを建前にいたしております。双方の意思をそこに明示させる。これは、具体的には登記申請書もしくは委任状に押捺されている印影と印鑑証明書とを照合するという形で、実際に意思が確認できるわけでございまして、さらに添付書面としまして登記義務者が保有いたしております登記簿謄本、いわゆる権利証を添付させる。さらに、付随的ではございますが、登記原因証明書が存在する限りはこれも添付させる。あるいはその他保証書であるとか、いろいろな書面によりまして真正を確保するという仕組みになっております。

○千葉景子君 そういう仕組みで信頼性をできるだけ確保していくという建前になっておるかと思ひます。しかしながら、中には改ざんであるとかあるいは不正な登記がなされるというふうなことがないわけではない。こういう問題については、法務省としては今まで制度的に備わっていること以外に、こんな形でそれを防いでいこうというふうなお考えはございすか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記のコンピュータ化を進めてまいりますと、登記簿に悪いことをするという方法によつて、部外者が不正な登記面を作出して犯罪行為ないしそれに類するようなことを行うというところは、もうほとんど防止できるであらうというふうに考えます。

いま一つ、コンピュータ処理によりまして相当程度事務の省力化ができるということになりますと、登記所の職員の側から申しますと、それによつて生じた時間を審査事務の充実に向けられることができるというふうに考えております。現状におきましては、登記申請事件の審査、これは極めて重要なことでございまして、事務繁忙のための場合によっては必ずしも十分行われていないと

いう場面がないわけでもございません。そういった点は今後大いに改善され得る可能性があるというふうに考えております。

○千葉景子君 ところで、今回の改正、これは迅速化を図る、サービスをよくするというような趣旨で基本的には電子情報処理組織、コンピュータ化と簡単に言うんでしょうが、こういうものを導入するというのが基本的な柱であらうかと思うんです。

この電子情報処理組織を用いることによって、どんな点でどの程度といえますか、迅速化あるいはサービスの点で改善が図られるということになるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) コンピューターによって登記事務を処理するという点によりまして、当面最も大きなメリットが生まれると考えられますのは、いわゆる乙号事務についてであらうと思っております。

乙号事務につきましては、現状では先ほど申し上げましたような待ち時間を要するというのが残念ながら現状でございまして、これはコンピュータ活用におきましては相当画期的な処理の促進が図られるのじやなからうか。それでは、それはどのくらいかと、こういうふうにおっしゃられますと、現実はまだブックレスで、現場においてその処理をいたしておりますから、どれだけというふうに申し上げることは甚だ難しいのであります。これは一度ごらんいただきますればよくわかるかと思いますが、相当程度スピードアップが図れると言つて差し支えないと思ひます。と同時に、コンピュータからプリントアウトされた謄本、今後登記事項証明書と呼ぶこととなりますが、これは大変きれいで見やすいものになるというふうに自負いたしておるわけでございます。そういった点に大変大きな効果があるものと考えております。

もちろん、登記申請事件いわゆる甲号事件についても、その効果は及んでまいります。ある程度の処理時間の短縮というものは当然期待できると

ところでございまして、また一定の記載例を呼び出してそれに必要事項だけを打ち込んでいくというやり方をとることができまして、記載漏れであるとか、誤記であるとかといったような登記処理上の過誤も減少させ、登記の適正化に役立つものと思つております。

○千葉景子君 大分このコンピュータ化によって期待できる点があるのではないかと思ふんですが、このサービスの向上、迅速な処理あるいは先ほどの登記の信頼性、こういう点なども含めまして今回はコンピュータ化という点で改正がなされました。今後はさらにこんな点で改正作業とか考えているというふうな点はございますか。

○政府委員(藤井正雄君) 今回は、さしあたり今までの紙でできた登記簿に記載をするという登記のやり方だけでなく、コンピュータで登記簿、電磁的記録にこれを格納するという形で登記もできる、そういう改正をお願いしたわけでございまして、今後、これをそのような方式で事務を進めていく場合、事務処理上どういふ問題が起ってくるのかというところは現在必ずしも全部が全部把握できていくわけでもございませんので、あるいはさらに法律に手当てを要するという部分がございます。またそのような改正は当然必要になってまいります。さらにもっと先のことを申し上げますと、全部の登記簿についてコンピュータ化が完了したという時点には、もう登記用紙でもって構成されている登記簿に登記をするというとはなくなるわけでございまして、ややこしい読みかえをして、今の登記法を使用するというのではなく、やはり全面的に改めるということも当然考えられていいるのではないかと考えております。

○千葉景子君 それ以外の面で登記法の内容の改正などは、当面は考えられていないということでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記の真正確保の手段として、当面問題になっておりますのに保証書制度がございまして、これは確かに見直しを要する点

があるのではなからうかと思つております。この点などにつきましては、どのような方策が考えられるかということを検討いたしまして対処してまいりたいと思つております。

○千葉景子君 ところで、このコンピュータ化に伴ひまして徐々に移行作業が進んでいかれるだろうというふうに思ふんですが、当面のコンピュータシステムへの移行計画というふうにしようか、これはでき上がつていられるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 移行の方針につきましては、昨年、民事行政審議会からいただいた回答の中にそのことが触れられております。お手元の参考資料の中の民事行政審議会答申の十七ページのところからそれが書かれてあるわけでございまして、私どもは、方針をいたしましては、大体この方針に沿つて移行計画を進めてまいりたいと思つております。まず繁雑な登記所の方から優先的に実施する。それがコンピュータ化によるメリットを端的に、顕著にあらわすことができるというふうに考えております。

そういった方針のもとに、まず初年度の移行をいたしましては、各法務局、地方法務局において比較的移行量の少ない規模登記所一庁を対象とし、その後各年の移行量はほぼ均等にすることとして、計画全体は後半の方に傾斜させるというふうな答申になっております。このような方針を私どももとつてまいりたいと思つております。

○千葉景子君 ちょっと具体的に伺ひます。モデルケースのようなものなからうかと思ふんですが、具体的にどのような登記所からこのコンピュータ化というのを進められるんですか。

○政府委員(藤井正雄君) 御承知いたしておりますように、東京法務局板橋出張所では、昭和五十八年以来パイロットシステムを稼働させてまいりました。そこで、本法律案が成立いたしましたら、既に第一号として、今後はブックレスシステムでコンピュータ登記簿だけで運営することになります。板橋出張所を第一号として大臣に

指定をしていただいて運用を始めた、こう考えておるところであります。

○千葉景子君 全国的にはどんな移行の進展になりますか。

○政府委員(藤井正雄君) 全国で八ブロックございます。その各法務局、八つの法務局の管内におきましてそれぞれ一庁ずつ選んで、そこについて移行を始めていくというのが基本的な方針でございます。既に昭和六十二年で四庁についてその作業に着手をいたしました。六十三年度においては残る四つの法務局においてもこれを始めたい、こういうふうな思つております。

○千葉景子君 これは、具体的な登記所の名称といたしますか、選択はもう決まつていらつしやいますか。

○政府委員(藤井正雄君) 既に着手いたしております四つの登記所を申し上げますと、東京法務局江戸川出張所、大阪法務局の不動産登記部門、これは本局でございまして、それから名古屋法務局名東出張所、仙台法務局大河原支局でございます。さらに六十三年度には、広島、福岡、札幌、高松でそれぞれ移行作業に着手するべく準備をいたしておりますが、これはまだ具体的に確定するまでには至つておりません。

○千葉景子君 その準備としては、登記ファイルの作成作業というものが既に進められていられると思ひますが、これはどのような形で今行われているんでしょうか。

○政府委員(稲葉威雄君) 登記ファイルの作成に当たりましては、現在紙の登記簿に載つております登記データをすべてコンピュータの磁気ディスクに移さなければならぬという作業が伴うわけでございまして、その場合には、そのデータを現在の登記簿から出してそれを登記簿に、磁気電子の記録の形に変換いたしましたして、そしてそれを校正し、最後にきちんとチェックして正しいものかどうかを確認する。こういう一連の作業が要るわけでございまして、これを登記所の職員だけでやるということは非常に困難でございま

す。

したが、いまして、その最終的なチェックの部分につきましては法務局の職員がやるということでございますが、その前段階のものにつきましては外部に委託をいたしまして、そこでやっていたかどうかというところで現在処理を進めております。

○千葉景子君　そうすると、もう六十二年度決定をされている大阪、名古屋、仙台、そして東京も含めてですが、この作業というのは相当進んでいると考えてよろしいんですか。

○政府委員(稲葉威雄君)　それぞれそういう外注先と申しますか、そういうものを決定いたしましたので、入力原稿を作成し、逐次作業を進めている過程でございます。

○千葉景子君　外部委託といいますが、全部法務局の職員の手で行うというのは困難だと思うんですが、これは、具体的にどのような形で委託をなさっているんですか。何かコンピュータ会社とありますが、ソフト会社のようなそういうところに一括して委託をなさる、そういう形ですか。

○政府委員(稲葉威雄君)　現実には、その作業を行うところはそういうようなことになるかと思えます。法務省の法務局といたしましては、一応総合的な監督を行うという見地から考えますと、公益法人にその作業を一括してやっていただいて、あと具体的な作業はかなり地区ごとに分散いたしますので、具体的にやるところの将来の能力、これが終わつたときの位置づけ等も考えまして、外部のしるべき信頼性のあるコンピュータ会社を選定して具体的な作業はやっていただく、こういうようなことを考えております。

○千葉景子君　その登記ファイルの作成作業ということになるんですが、これは民事行政審判の方の答申から考えれば、登記簿に記載されている事項で現に効力を有しないものは省略してもよいというような答申になっておりますけれども、法務省のお考えとしては、この答申どおりの方向でおりますか。

○政府委員(稲葉威雄君)　これは利用頻度とコストとの兼ね合いによるわけでございますが、基本的には現在粗悪用紙を移記する、あるいは事項が多くなり過ぎた登記簿について移記というものと同一ように、現に効力を有する事項についての移記を原則にするのはいかたがたではないかというふうに考えております。ただ、非常に利用頻度の多いというところがある程度予測されるもの、そして利用者からある程度の要望があるものについては、これを登記簿に、コンピュータに記録の形で移記するというのを考えております。

具体的には、不動産の場合でございますと表題部の登記部分でございますが、地目とか地積とか、そういうものの歴史の経過というものを、使うということが多いという御指摘がございまして、そういうものと、あるいは商業登記の場合でございますと、本店の移転の経過とかあるいは商号変更の経過というものは、これは会社の同一性というものを示すために重要な意味を持つわけでございます。そういうものは移記してはどうか、現に効力を有する事項でなくても移記してはどうかというように考えております。

○千葉景子君　考えてはどうかということなんですけれども、現実にはその作業の中ではこういう部分は移記をされる、省略しないということでは具体的にやっていますか。

○政府委員(稲葉威雄君)　現実には移作が行われているのは不動産だけでございまして、不動産はそういう方向でやっております。

○千葉景子君　今予測されるということでやっていらっしゃるんだらうと思うんですが、今後、これが実際に動き始めると、例えば非常にはかの部分で情報入手の要求が多いというようなものが出てきた場合、そういうところについても移記をするというようにすることはお考えですか。

○政府委員(稲葉威雄君)　この移記すべき事項につきましては、法務省令で定めることができることになったのであります。そういう需要が出てまいりましたら、私どもとしては適宜そういう方向で対処してまいりたいというふうに思っております。

○千葉景子君　登記の中などでも、所有者の変更などもやはり経緯を知りたいという要望もあるような箇所ではないかと思うのですけれども、こんなところは今回は移記するということはお考えになりますか。

○政府委員(稲葉威雄君)　これは、もちろんそういう需要のある不動産もかなりあるとは思いますが、けれども、しかし全体として、それを全部移記するということになりますとかなりの事務量になるわけでございまして、先ほどの表題部の移記というものは、事項としてはそれほど大きな量にはならないわけで、労力から考えてそれほどコスト増加にもならない、あるいは移作のための作業をおくらせることにもならないという見地から、そういう御要望におこたえたわけでございまして、そういう御要望にすべてのお不動産の所有権の経過を明らかにするということになると、これはまた難しい。非常に量が多いということでございます。

もちろん、最近の例えれば十年ぐらいの経過だけというような選択も考えられますが、これをやりますと、また十年のものがどれだけのところの入力原稿を確定する段階で、非常に手間がかかるというようにございまして、それから先ほども申し上げましたように、枚数過多、事項過多あるいは粗悪用紙の移記とか、そういうことで移作をやっているわけでございまして、そういう場合の今までの利用の頻度から申しましても、それほど利用が多いわけではない。そういう場合は、そういう特殊の場合につきましては、閉鎖登記簿を見ていただくということにせよと、そういう移行経費というものは全部受益者負担というところで、手数料にはね返ってまいるのでございまして、それがそういう利用をしない人の手数料にはね返ってくるというところについては、やはり私どもとしては考えなければならぬわけで

す。そういう意味では、移行のための経費というのはできるだけ、もちろん利用者のニーズにこたえられるということも非常に大切でございますけれども、それは費用とのバランスの上で考えなければいけないので、そういう見地から考えると現在のところは無理ではないかというふうに考えております。

○千葉景子君　ところで、コンピュータシステムというのは、一番最終的に便利のところと申しますと、登記所以外のところにも外部端末などを置いて、そこでも情報を得ることができるといようなところがある意味では便利のところといえは最終的なところかと思うのですけれども、こういう外部端末の導入とかその設置などについては、今法務省としてはどんなふうにお考えになっていらっしゃるんですか。

○政府委員(稲葉威雄君)　その点は、先ほど局長も申し上げました民事行政審判の答申の中にも触れられているわけでございまして、これにつきましては先生御指摘のように、登記所へ出向かないでも情報が入手できるという点、ひいては登記所の事務繁忙度がそれによってあるいは緩和されるかもしれないという点、そういうメリットが考えられるわけでございまして、一方でデータの不正入手とか不正利用、あるいは登記データの不当アクセスブレイクというような問題点がございまして、さらに現状では、そういうシステムをつくるということについてかなり費用がかかるというところもあるわけでございまして、

そういう不当利用という点について、きちんとした統制と申しますか、チェックができるような体制を考えるということと、それから回線使用料、あるいはコンピュータの負荷の変動という点、あるいはコストというものが低減されるという点を期待して、これは将来としては、先生の御指摘のような方向というのは望ましい方向ではないかというふうに考えております。当面、前向きに検討してまいりたい。しかし、当面

はもう少し地道な努力をしまいたいというふうに思っております。

○千葉景子君 ところで、少し個々の条文といえますが、改正点にもかかわるところでございすが、先ほど移行の第一弾といいますが、それから六十二年、三年のコンピュータ化の登記所、こういうものをお答えいただいたんですが、今後は法務大臣が指定される登記所においてこのコンピュータ化というのが導入できる、こういうような改正案になっているわけですね。これは指定される登記所というのは、今後どういう基準であるいは段取りで指定がされていくというふうに考えられるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 法務大臣による指定は、現行の簿冊の登記簿からコンピュータ登記簿の方へ移行が完了いたしましたので、コンピュータによって登記の処理ができるという段階に至りまして大臣に指定をしていただく、こういうこととさせていただきます。したがって、どういう順序で指定をしていくかということになりますと、それは先ほど申し上げました移行をどういう順序でやっていくかということにかかわってくるわけでございます。さしあたり出だしのところは、いわばテスト的にやるわけでありまして、中規模程度のところ一カ所を選んで始めることになりすが、その後は繁忙登記所を優先的にやっていく。そして、逐次そうでないところに及ぼしていく、こういう考えでありまして、指定もおのずからそのような順番になってまいります。

○千葉景子君 登記所は全部で千百七十と言われておりますけれども、一定のものとか小さいところとかを除いては、最終的にはコンピュータ化というのがなされていくのだからと思うんですが、大体どの辺を完成時点というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 約千百七十の登記所の全部をコンピュータ化する計画でございます。そのうち小規模のところにはコンピュータ本体は必ずしも設置しないで、隣接の登記所と端末で

つなぐという形で処理を考えております。

この全体計画でございますが、何分にも大きなプロジェクトでございますので、どのぐらいのこととは先の見通しの問題になるわけでございますが、私どもは答申にものっとりまして、大体十五年ぐらひかけてこれをやりたい、二十一世紀当初には全部移行しているような形に持っていきたいというのが計画であります。

○千葉景子君 時間でもございしますので、視察、参考人の御意見を聞きましてから、また個々に御質問させていただきたいと思ひます。

○工藤万砂美君 私、不動産登記法、商業登記法の一部改正の法律案に対する質問に先立ちまして、今日までの経緯について若干伺いをいたしたいと思ひます。

まず第一に、昭和六十年に制定された電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、いわゆる円滑化法でありますけれども、この円滑化法には、コンピュータを用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講ずることが国の責務である、こうされているわけでありすが、この円滑化法と今回の登記法改正との関係をどのように理解すればいいのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(藤井正雄君) ただいま御指摘のございました円滑化法、これによりまして、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の確立に必要な施策を講ずることが国の責務とされて、そういう経緯を踏まえてまいりましたコンピュータによる登記事務処理を実現すべく、今回の改正法案を立案して御審議を仰ぐに至ったわけでございます。今回の改正法案は、まさにこの円滑化法の五条によって宣言をされております「必要な施策」として、この法律を提出させていただいたわけでございます。

○工藤万砂美君 先ほどもちよっとお触れになり

ましたけれども、法務大臣の諮問機関であります民事行政審議会から、コンピュータ化を図る場合の留意点について答申がなされていると思ひます。今回の法律案はこの民事行政審議会の答申に沿ったものとなっているのかどうか、まずこの辺からお伺いいたします。

○政府委員(藤井正雄君) 先ほど触れました円滑化法の五条の第二項で、法務大臣は、この施策を行うに当たって「政令で定める審議会の意見を聴かなければならない」と定められておりまして、この規定に基づきまして法務大臣が、その諮問機関である民事行政審議会に諮問をいたしたわけでありまして。昨年十月に答申をちょうだいして立案を行ったわけでありまして、今回の改正法案はこの答申をほとんど全面的に取り入れて立案したものでございます。

○工藤万砂美君 そこで、登記所の現状とコンピュータ化の必要性ということについて伺うわけでありまして。

今回の登記法の改正案は、最近における登記事務処理の状況にかんがみ電子情報処理組織、すなわちコンピュータシステムを用いて登記を行う制度を設け、その制度のもとにおける登記手続の特例を定めるところが主眼点となっているわけでありすが、まず最初に登記事務の現状、登記所の現状についてお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど千葉委員も御質問をなさいましたけれども、御答弁の中で、特に近年登記事件がふえておって、とりわけ大都市及びその近郊の登記所が大変忙しいというふうなふうに伺ったわけでありまして、実際として甲号、乙号を含めて五億二千八百万件ですか、そういうような膨大な件数が出てくるわけでございます。登記所の事務の取り扱いの実際というものは現在どうなっているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(藤井正雄君) 近年、特に大都市圏において登記事件増が著しいわけでございます。これは、経済活動が極めて活発であるということの

ほかに、土地に対する需要が多くて土地が細分化されてきているというふうなこと、あるいは建物が高層化されて区分所有の建物がふえているとか、あるいは持ち家政策が推進されている、公共事業関連の登記が非常に多くなっているというふうなことが関係をしてまいっていると言つてよろしいかと思ひます。

そういう状況になりますと必然的に登記事務は極めて繁忙になってまいります。その繁忙対策としては、もちろん内部の省力化は必要でございますが、能率器具、その他必要な手当てもしなければならぬが、同時に人的な手当てもお願ひしなければならぬ。年々極力増員をお願ひしてまいっております。しかし、事件増と職員数とのアンバランスというのがさらに拡大をしておるのが現状でございます。残念ながら事務処理の遅滞、それから粗雑化といったような弊害も目にしないわけではございません。こういう状況を何とかしてでも改善をしなければならぬと思つております。

○工藤万砂美君 先年いろいろと登記所の合理化を進められまして、合併とか統合とか随分おやりになりましたね。にもかかわらず、随分件数がふえているというところに私どもはちょっと疑義を感じるわけでありすが、その登記事件の増加によって登記事務処理上どのような問題点があるのか、またコンピュータを導入する必要性、あるいはコンピュータ化を図ることによってどのような問題点が解決されるのか、まずこの辺の御説明をお聞きしたいと思います。

○政府委員(藤井正雄君) 事件数と職員数がアンバランスになって事務処理の遅滞を招いているというところは先ほど申し上げたところでございますが、もう一つ、二つつけ加えたいと思ひます。現行の登記制度はブック処理のシステムである、唯一無二の登記簿というものを使得て登記事務を行っているわけでございます。事件が増加してまいりますと、一冊の登記簿の使用頻度が非常に高くなってくる。そこで、甲の人と乙の人の申

請が同じ簿冊について競合いたしますと、片方で登記簿を使っておれば別の方の人の登記申請事件はその簿冊があくまで処理ができないというようなことになるまいですか。

さらに、ブックシステムのもとではそのブックそれ自体をお客さんに閲覧をさせる。一つしかないものを見るがために、その登記簿について不正な記入をされるとか、抜き取りをされるとかというふうな出来事も起こってくるわけであります。そういったゆゆしい事態が起こってくる、これが非常に顕著な弊害であるということが言えるかと思えます。さらに、登記簿を絶えず搬出入をしている、狭い登記所の中で人が動き回るということで、職場環境を非常に悪くするといったような弊害もあわせて指摘することができようかと思えます。コンピュータ化という今回の事業は、これらの抜本的解決を目指したものであります。

○工藤万砂美君 田舎の末端の方へ参りますと、登記所の合理化等によって非常に不便を感じているところが随分出てきておるわけであります。そういう意味では、コンピュータシステムというものを早く導入すべきであるとは私は思いますが、導入することによって登記制度を利用する国民の側に、今申し上げたようなことを含めてどんなメリットが出てくるのか。それからまた、その一方で登記所の職員のロードワークというものがどういうふうな減らされたり、あるいはどういうメリットが出てくるのか、この辺をちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○政府委員(藤井正雄君) 登記事務のコンピュータ化は、登記所の中における事務処理のやり方を登記用紙で構成されている登記簿からコンピュータの登記簿に切りかえるというところでございまして、外部の一般国民の方と登記所との関係、登記の申請の關係につきましては別に何の変更も加えるわけではないわけであります。手続的には何も変更はない。しかし、登記所の内部の事務を合理化しスピードアップすることによりまして、

申請人の方に非常に大きなメリットが生ずる。先ほども申し上げましたように、特に乙号事件につきましては現在よりもはるかに早い時間でもって登記事項証明書を交付することができまして、それは非常に見やすいものになってくるということが言えます。

また、これは現在直ちにではないと思いますが、将来相当広範囲に指定庁がふえていきましましたならば、登記事項証明書を別の管轄外の登記所でもって請求できるとか、支店の登記を本店所在地の登記所を経由してできるといったような国民の利便も生まれてくるわけでございます。職員の側から見ますと、これは簿冊処理から端末装置の操作というふうな仕事は変わってまいります。しかし、登記事務を登記法によって、実体法の定めるところに従って処理をするという事務工程の基本に何も変更があるわけではございません。

私もとして考えなければならぬのは、新たに端末の操作、VDT作業といったようなものによってどういう健康上の影響が生ずるか、そういった点に対する配慮はどうしても必要であろうと思っております。

○工藤万砂美君 コンピュータ化を今後進めるに当たっては、膨大な登記簿冊をコンピュータに全部入れなければならないわけですが、これはコンピュータ移行に当たっては、現在の登記簿に記載されている事項というものは全部コンピュータに入れられることになるわけですか、ちょっとその辺を。

○政府委員(稲葉威雄君) 先ほど千葉委員の御質問にもお答えしましたように、全部を移すわけではなくて、現に効力を有する事項ということで、例えば既に抹消されている登記事項というものは移さないということで、原則として移さないということとで対応したいというふうに考えております。

○工藤万砂美君 先ほどの御答弁の中では、何かしらせつかくこういう計画をお立てになっていて、最終的に全部できるのが二十一世紀だなんて

いうような、気の遠くなるようなお話をされましたね。私はできるだけ急いで、二十一世紀なんて言わないで、今世紀中に何とかしてこれをやったいただけないのかと思うんです、どうせやるんだあれば。しかし、これは金もかかるわけでございますので、全国の登記所についてコンピュータ化を推進するには、今申し上げた相当費用がかかると思うんです。そのための資金計画は一体どうなっているんですか。

また、現状の見通しでどのぐらいの資金総額を考えていらっしゃるのか。それによつては我々も大いにひとつ協力して、もう一年でも二年でも早く促進するように努力をしたいと思うんですけれども、その面についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 大変長過ぎる期間ではないかという御指摘は、まことにごもっともでございます。これには資金計画をどのように立てるか、それとの兼ね合いもあるわけでございます。さしあたり、コンピュータ化をするための経費の総額がどれくらいかということになりますと、特別会計を導入していただきました当時の試算では五千億円弱ということをおし上げていたわけですが、現段階におけるおおよその見込みを申し上げるといたしますと、やはりこれは五千億を超えざるものになるというふうに考えております。

この実施経費は円滑化法を制定していただいたときに、それにのっとりまして、特別会計法をつくっていただきまして特別会計を導入されたわけでありまして、その登記の特別会計制度のもとでは、主として登記情報の利用者、つまり乙号の利用者の負担をする登記手数料によって賄うという考えでございまして、その乙号収入を中心とした歳入によって特別会計は運用されていくというふうになっております。

○工藤万砂美君 十四年も十五年もかかるということになりますと、これは私も目が黒いうちにできるかどうかわかりませんが、実際あなた方

だって役所にいらっしゃるかどうかわかりませんが、はつきり言って。

私も、やはり時間が長ければかかるほど地域間でいろいろの不平等が出てくるだろうし、問題も出てくると思うのです。だから、予算の面だけでそういうことができないんだと、もう二十一世紀までかかっちゃうんだということであれば、その計画の組み方もまた別に出てくると思ひますので、これは御要望だけにしておきます。私もできるだけ早くしていただくように、少なくとも私も議員をやっているうちに、来年私は選挙ですから、この次は出てくるかどうかかわりませんが、そんな中で、やはり全国レベルでやっていただまさんと、何だ我々の時代にこれできなかったのかなんというふうなことになるつちやうと、まことにどうも例の公約違反につながってくるようになりますから、なるべく早くひとつできるうちに、ぜひ御協力と御推進方をお願いしたいと思ひますし、我々も協力していきたいと思ひます。

そこで、そうなりますと、登記簿がすべてコンピュータ化された場合には、先ほどもお話しがございましたが、現在の不動産登記法とか、商業登記法というものは全面的に改正をしなければならぬということになりますね。その辺はどういうことになりそうですか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記そのものの理論と申しますか、基本的な考え方は何もいじつておるわけではございませんので、そういう意味での改正が必要であるかどうかは、今後のコンピュータの推進の中で見きわめていかなければならないと思ひます。

今回の改正法で、電子情報処理組織を用いて登記事務を行うについては、従来の法律の特例としてこれだけの規定を設けなければならぬ、という考え方で立案をしております。全部がコンピュータに代わってしまひますと、専らコンピュータだけを対象にした法律になつていけばいいんで、登記用紙で構成されている登記簿を対象とし

たような規定は不要になるわけでございます。そういう意味で、全面的な見直しは必要になってまいらうと思ひます。その際には、片仮名の法律を平仮名に変えるということも可能になってくるわけでございまして、いずれそういう時期は参ると考へております。

○工藤万砂美君 ところで登記所には、登記簿のはかりの図面があると思うのです。図面も多数保有していると思ひますけれども、このような図面の種類、それから地図はどのくらい保有しているのでしょうか。

それから、これらの地図をコンピュータに入れるようになるような計画をなさっていらっしゃるのかどうか、この辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 登記所にはいろいろな図面がございます。それを種類別に申し上げますと、昔から存在しております税務署から引き継ぎました旧土地台帳附属地図が、枚数にいたしまして二百三十五万枚。それから国土調査法による地籍図が百七十二万枚。土地改良、土地区画整理等の図面が六十七万枚でありまして、法務局が独自に作成をした図面は二千枚でございます。結局、合計いたしますと、四百七十四万枚であります。

不動産登記法では、十七条でもって地図を備へつけるということが書いてございます。ここに言う地図を備へつけるというのは、あるものは何でも備へつけたものになるというのではございませんで、やはり精度の高い現地復元能力のあるような地図のことを指しているわけでありまして、

そこで、今申し上げましたうち、法十七条の地図として備へつけているものはどれだけかと申しますと、国土調査法による地籍図百四十二万枚、土地改良、土地区画整理等の図面が三十四万枚、そして法務局が作成いたしました二千枚と、全部を合計いたしますと百七十六万枚ほどであります。旧土地台帳附属地図、いわゆる公図でありまして、これは成り立ちの経緯からいたしましてそれほど精度の高いものではありませんので、十七

条としての地図として指定することはできません。

そこで、地図のコンピュータ化計画があるかと、こういうお尋ねでございしますが、これは私どももぜひ実現したい施策であると考えております。ただ、問題は二つございまして、コンピュータ化すれば地図というのは精度の高い十七条の地図でなければならぬわけでございまして、そうすると、十七条の地図を極力これから整備してふやしていくかなければならないということが一つございまして、それからもう一つは、このコンピュータ化には相当の経費を要するわけでございまして、現在の登記簿のコンピュータ化と並行してやるだけの余力はございません。そうなりますと、どうしても現在のコンピュータ化計画がほぼ完了した後になると申し上げざるを得ないわけでありまして。

○工藤万砂美君 地図のコンピュータ化は現在の技術でも十分でございまして、これは一般の登記簿のコンピュータ化をするのにもう二十一世紀までかかって、それからまたさらに五年になるか、十年になるかわかりませんが、これはやるのであれば、日本のあらゆる産業の非常に効率化に結びついてくることでございまして、私は並行してやっていくという考え方をもちにやるべきだと思ひます。これは、大臣も特にこの辺に意を用いていただいて、やっぱり研究していく必要があると思ひます。両方相まってやっていくということが一番いいんではないかと、ひとつなるべく早く、この図面のコンピュータ化等についても御検討を願わしいと思ひわけでありまして。

そこで、今回の登記法の改正にはコンピュータ化のほか、現在の登記制度についても若干の改正がなされているようであります。大変不勉強で申しわけありませんけれども、どのような点が改正されているのか、これをわかりやすく御説明をしていただけないでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 一つは閉鎖登記簿の保

存期間でございまして、これが従来二十年でございました。これは短いという御意見がございまして、今回長くすることにいたしました。建物については三十年、土地については五十年というふうにいたしましたと考えております。

それと一つは、いわゆる休眠抵当権などの抹消手続について簡易な手続を設けたということでございます。これは改正法の百四十二条でございまして、百四十二条に三項後段として規定をつけ加えるということになっております。

現在の規定でございまして、登記義務者が行方不明になっている、この場合には抵当権などの抹消登記を、非常に古い抵当権登記を抹消しようとする場合でございまして、登記義務者といいますが、これは抵当権者でございまして、どこへ行っているかわからない、そこで消してもらおうにも消してもらえない。それをどうするかということでございます。現行法では民事訴訟法の規定に従って公示催告の申し立てをするという規定があるわけでございますが、これもなかなか十分に使用しなれないというところで今回新たに、登記義務者の行方が知れずかつ債権の弁済期から二十年を経過したとき、このときにはその債務の全額、つまり元本と利息、遅延利息すべてをそろえて法務局に供託をしていただく、それによって一応債務が消滅をしたということが推定できるわけでございまして、それだけの資料を整えてまいりますれば登記権利者、つまり土地所有者の方で、単独で抹消できるといふ特例を設けたわけでございまして。

○工藤万砂美君 時間が参りましたので急ぎますけれども、商業登記簿の閲覧の問題でございまして、これは従来無料であったものを有料化する、その理由はどういふことに基づくのか、それです。有料化によつて国民の負担が大きくなるのか、閲覧手数料は一体どのくらいのことを考へていらつしやるのか。この辺はどうですか。

○政府委員(藤井正雄君) 従来からこれは無料になつていたわけでございしますが、これはもと

それほど大した事務量でないという頭があったと思ひます。ところが近年、この商業登記簿の閲覧というものが非常に数が増えてまいりまして、そういった方が現実には登記所の狭い場所を占領いたしまして、施設を使つて登記簿を利用してそれを見ていくというわけでございまして、それによつて登記所にそれなりのコストがかかっているわけでありまして。今後これは、もちろんコンピュータ化すればコンピュータ経費がかかるわけでございます。従来からの閲覧につきましても同様に、何もこれはコストがかからないでできていたわけでもございしません。そういうことを考へまして、この際有料化について踏み切つて応分の費用負担をお願いしたいというふうに考へていらっしゃるわけでございまして。これは、閲覧手数料として不動産登記と横並びの額が考えられると思ひております。

○工藤万砂美君 どうも御丁寧な答弁をいただいておりますうちに時間がなくなりましたが、今後のコンピュータの問題を實施いたしますに当たっては、会社や法人の代表者の印鑑を提出させて、その印鑑証明をしていただくわけでございます。印鑑証明もコンピュータ化すべきである、こういうふうな我々は考へておりますけれども、これはどうなつておりますか。

○政府委員(稲葉威雄君) これは、いわゆるイメージ処理方式を採用すべきであるというのが民事行政審議会の答申でございまして、そのシステムを導入いたしますと、ほかのコンピュータシステムとは違つた形での処理をしなければならぬということがあります。そのために、かなり事務量の多い登記所についてはそういうことをやりたいて、コンピュータ処理をやりたいというふうな考へておりますが、登記所によりましては会社の数が非常に少ないというふうなことで、コンピュータ化することに余りメリットのない登記所もあるわけでございまして。そういう登記所は従前の仕組みでやるということでございますが、それだけのメリットのあるところについては、先生の御

指摘のような方向で考えたいというふうに思っております。

○工藤万砂美君 最後に、大臣にちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

私は、登記事務を改善合理化して国民に対するサービスを向上させる、あるいはまた登記所の職員の職務環境をよりよくするためにコンピュータ化を積極的に推進すべきであると考へておられるわけであり、そのための第一歩を踏み出すために今回の登記法の改正がなされるものと認識している次第でありますけれども、登記事務の改善合理化を図って充実発展させていくことは、国民の権利を保全し、取引の安全を保障するためにも極めて重大な課題であると考へておられるわけであり、大臣の御所見と御決意を最後にお伺いして質問を終わります。

○国務大臣(林田修紀夫君) ただいままで説明申してまいりましたように、登記事件が著しく増加をし、また複雑多様化してまいりまして、そういう中から事務の過誤処理でありますとか、あるいは部外者によります登記簿の抜き取りあるいは改ざん、そういうようないろいろな問題が派生してまいっております。それで、これを改善いたしまして、コンピュータシステムを用いて登記を行う制度を設けてまいりまして、またこれによりますと、これが完成してまいりまして、それだけの余裕が登記に携わっております職員にできてくるわけであり、それで、その職員はさらに事務の審理がよく行える、あるいはまた研修も行っていく、そういう方途によりまして能力を向上させることができるわけであり、

そういういろいろなメリットがありますので、ぜひこの登記制度をコンピュータシステムを用いて行っていくという方法に改善をしていきたいと考へておられるわけでございますが、何分にもこのためには五千億以上ぐらい金がかかるだろう。そういたしますと、十五年ぐらいかかるといういたしましたも毎年三百億ないし四百億の金がかかる

計かかってくる、こういうことになってまいります。したがって、財政当局と十分協議をいたしまして、できるだけ予算を投入していただいで、これを速やかに完成するように努力をしたい、かように考へておられる次第でございます。

○工藤万砂美君 ありがとうございます。

○猪熊重二君 今回のコンピュータシステムによる登記事務の利点というふうな点についてお伺いしようと思ひましたら、工藤委員の方からの御質問でいろいろ御答弁がございましたので、その点は省略させていただきます。確かにコンピュータシステムによる登記事務は現行の登記事務の処理に比べて非常に国民に大きな利便を与えるということ、これは、私も非常によくわかるわけですが、ただ、これをやっていく上について国民の立場から考へると、いろいろ細かいことはあるでしょうけれども、大まかに言って二つの問題についてきようはお伺いしたい。

一つは、現行の登記利用に比較して国民の費用がどの程度増大するのだろうか、この点が一点です。それからもう一点は、コンピュータシステムに移行することによって国民のプライバシーの保護はどういうふうに変化するのだろうかという点であります。

まず最初に、経費の方の問題についてお伺いしますが、経費というが国民の費用負担の増大という側面からお伺いしたいと思ひます。

先ほどからお話がございますように、国民が登記所とかかわりを持つについては、いわゆる登記申請のための事件としての甲号事件と、それから登記されている内容についてのいろいろな証明書類をいただくという乙号事件と二つございまして、まず甲号事件についてお伺いしますと、登記申請をするについては、国民は登録免許税を負担しなければならぬ、こういうことになっておりますが、この登録免許税というのはどういう性質の税金あるいは国民の負担なんでしょうか、お伺いします。

○政府委員(藤井正雄君) 登録免許税は財産権を

創設するあるいはそれを移転する、そのほかいろいろございしますが、そういう行為を行うに当たりまする人には税金を負担する担税能力があるんだという背景がある。そこに着目をしていたしまして財産の移転に対して税金が課せられる、一種の流通税であるというふうに把握されております。

○猪熊重二君 登録免許税の問題をなぜここで持ち出すかといいますと、先ほどからお話がございますように、乙号事件の手数料で今回のコンピュータ化を進めていくというふうな考へが前提にあるものですから、この登録免許税という莫大な金額を国民は納めているわけですから、これが何らかこちらのコンピュータシステムの移行の方に利用できないものだろうか、こういうふうな点からお伺いしているわけなんです。

それで、登録免許税は今流通税というふうにおっしゃいましたけれども、私が考へるところ、国が設置している登記所において自分の権利を登記するということによる、あるいは商業登記で言えば登録する側面もあるでしょうけれども、それによる国家の設置する機関の利用税だというふうに私は考へるんです。だとしたら、このコンピュータシステムによって登記事務を行うというものは、国家が運営している登記所の事務の中核をなすものであるから、この辺はまず国家自身のお金でつくって、そして登録免許税を払ってそこを利用させてもらうというのが筋じゃないかと思うんですが、その辺は私の考へは間違っているのか、いかがお考へでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 国の設置した機関を利用する対価であるというふうなところをされるといういたしますと、これは公の役務に対する反対給付といったような性格を持てていることになりまして、手数料というものがまさにそういう考へ方に立っていると思うのであります。

登録免許税につきましては、大体これまでの支配的な考へ方は先ほど申し上げましたように、その行為の背後にある担税力に着目をして課税をした

ているのであるという説明が通常であらうと思ひます。事柄によりましては、そういう手数料の性格のものがないわけではないということを説かれる方もおられるようであり、すけれども、一般的には先ほどのように、私が申し上げたような考へ方じゃないかと思ひます。

○猪熊重二君 そうすると、甲号事件についての登録免許税はそういうことだとして、乙号事件に

関して国民が負担する手数料はどういう性質のものとお考へでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) これは、ただいま申し上げました役務に対して徴収する料金でございますが、実費支弁を目的とした手数料であると考えております。

○猪熊重二君 登録免許税であれあるいはこの乙号事件の手数料であれ、先ほどの局長のお話のように、この手数料が国家の設置した機関の利用料だとすれば、その利用料によって国家の機関を運営するといふらんと、何か自分でつくって自分で利用させてもらって自分で払っている、何かおかしいな、くるくる回っているようなふうな思ひますけれども、どうでしょう。

○政府委員(稲葉威雄君) 国家の財政というものは、基本的には国民の負担と申しますか、租税によって支えられているわけでございますが、広い意味ではそういう性格があるわけであり、ただ、基本的には先ほど局長が申し上げましたように、その登録免許税等の、所得税あるいは法人税等もそうでございますが、そういうものは一般財源として国がプールをして、それを広く国家予算として配賦するといふ形になっているのに対して、登記の手数料のような性格のものはまさしく受益者負担という観点から、その受益者のみが原則として負担すべきものだという観念で割り振りがされていくと、こういうふうな考へております。

○猪熊重二君 理屈を言っているとしてもしょうがないのでお伺いをしますが、もし統計的なあるいは数字の確定ができなければ別ですけれども、過去と

いって昭和六十一年以降今日の各年度ごとの登録免許税の国庫の収入額と登記手数料の収入額がわかりにくくありませんか。

○政府委員(藤井正雄君) 登録免許税の決算額は、昭和六十一年度は六千七百七十五億円であります。それから六十一年度は七千五百八十一億円であります。六十一年度はまだ判明いたしてありません。

それから登記手数料でございますが、その決算額は、昭和六十一年度が二百六十四億円で、たゞしこれは特別会計が始まりました六十一年七月からの九か月分でございます。それから昭和六十一年年度の年間の決算額は、三百六十四億円であります。昭和六十一年年度会計年度の数字はまだ把握いたしてありませんが、昭和六十一年一月から十二月までの暦年で申しますと、三百九十八億円であります。

○猪熊重二君 登記特別会計によって、その乙号事件の登記手数料をコンピュータシステム導入のための費用に充てる、こういうことなんです。が、法務省関係の昭和六十三年年度予算によれば、登記特別会計の収入はどういうふうに概算されておりますか。

○政府委員(藤井正雄君) 昭和六十三年年度の登記特別会計収入予算額は、登記印紙収入三百九十億、一般会計からの受け入れ五百六十六億、それから前年度剰余金六十億、ほかに雑収入が八千万円ほどございまして、収入合計は千七百七十億という収入予算であります。

○猪熊重二君 収入予算の中で、私が特に注目したいのは登記印紙の収入が約三百九十億あるんです。六十三年年度予算の歳出概算を見ますと、登記情報管理事務費として計上されている金額は百六十五億にすぎません。要するに、登記印紙収入は三百九十億入ってきいている。

ところが、いわゆるコンピュータシステムのための直接的な支出としての、歳出としての登記情報管理事務費はその半分にも満たない百六十五億が計上されているわけですが、この登記情報

管理事務費百六十五億というのコンピュータシステム導入のための経費というふうに考えてよろしいわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 登記情報管理事務費は、百六十五億の内訳でございますが、この中には従来どおりの登記事務処理、乙号事務処理に要する費用としまして大きなところを申しますと、例えば謄抄本作成機器等整備経費が三十一億、これは謄抄本をつくらせておきますコピーの機械であります。それから謄抄本作成業務委託経費三十三億、これは謄抄本作成を外部委託しておる経費であります。さらにそのほかに、事件処理経費二十九億などがございまして、これらは現在行われております乙号事務の処理に必要な経費でありまして、コンピュータ化経費ではございません。

コンピュータ化に關係いたします経費といたしましては、登記情報システム実施経費二十八億、電子計算機借料二十一億、そのほか登記情報システム施設借上げ料といったようなものが一億八千万ほどある。これがいわゆるコンピュータ化経費でございます。

○猪熊重二君 そうすると、登記特別会計をつくって、この乙号事件の収入が三百九十億を集めておきながら、六十三年度にその移行為のための経費として使っている金が一体幾らあるのか。今局長がお話しになった従来からの登記事務にかかる費用としてそれを足し算すれば九十三億にものなってしまう。そうすると、数十億、五十億が幾らかぐらいは使っているのかもしれないけれども、三百九十億をきつておくための費用だといって特別会計で持つておくべきながら、コンピュータシステム移行のための金として数十億しか使っていないとすれば、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 手数料収入と申しますのは、登記所で謄抄本あるいは閲覧をされる方々がその対価として払われた金額ということになるわけでございます。当然これは、その事務処理に要する費用全体を賄うという趣旨のお金でござい

ます。したがって、それはすべてコンピュータ化に経費に使われるものではなくて、コンピュータ化に経費は使われるもので、何と申しますか、国民が要求されるサービスにこたえたその余りという形から支弁するということになるわけでございます。

この情報の経費というのは、先生御指摘のように、比較的少ない百六十五億でございますが、謄抄本の交付等に要する人員の人員費等は、その前の方の一般的な登記所の管理費という形で計上されております。登記所等管理に必要な経費というところに入っているわけでございます。

さらに施設の關係については、施設整備費という形で入っております。これは、これはいづれも甲号と申しますか、登記申請に要する費用とそれから情報に要する費用、両方とを支持するということ、これはそれぞれその負担割合を算定いたしまして、一般会計からの繰り入れとそれから登記印紙の収入と、この二つに割って予算化されているわけでございます。

○猪熊重二君 今おっしゃったけれども、例えば人件費の問題にいたって、この登記情報管理事務に必要な経費の中に謄抄本作成業務委託経費として三十三億はもう計上されている。結局現行の謄抄本事務についての人件費的なものはもう三十三億もこへ出ている。それから、施設整備費と申すけれども、コンピュータシステムを導入するための特別の施設経費なんていうものが幾らあるのか知らぬけれども、施設整備費が七十二億ある。その中の一体どれだけがそれじゃコンピュータシステムのために使われているのか。要するに、私が言いたいのは、登記特別会計をつくって手数料収入でもってコンピュータシステムを整備していきましょと申すけれども、三百九十億集まった登記印紙の手数料のうち一体どのぐらいが使われているのか。そんなことをしているから、先ほど工藤委員も言われたように、先がいづになるかわからぬようなことになるんじゃないかというところなんです。この点は後で詳しくまた

機会があったら伺いたいと思います。コンピュータシステム完成までの日時と経費については、一応先ほど御説明がございましたので大体わかるんですが、約十五年ぐらいで数千億円という金額のこの数千億円の調達方法というか、入ってくる形というか、これはどんなことを考えておられるのか。

○政府委員(藤井正雄君) これにつきましては、登記手数料を中心とした収入によって賄うことを基本的な考え方としております。今後コンピュータ化の作業が順次拡大してまいります。そうなりますと、現実の資金手当てがどのぐらいい必要であるか、それと事業量との見合いによりましてその都度検討をしていかなければならぬわけでございます。受託者負担の考え方からいまして、いづれ手数料の増額ということでもって利用者の方の御負担を願わなければならぬと考えております。

○猪熊重二君 受益者負担ということを言われるんですけれども、具体的に手数料について幾つか伺いたいと思います。

先ほどから、このコンピュータシステムが完成すると、A登記所において、全国的な規模において登記事項証明書をもたせることになる、大変便利になること。こう言っているけれども、せっかく便利になっても、さらにそういうふうにしていただく登記事項証明書には、通常の登記事項証明書のほかに遠くからもらってくる分についての通信回線使用料相当額が附加されるというふうなことが答申には書いてあります。この辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 基本的には、その方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○猪熊重二君 だけれども、極端に言えば国が設置したものじゃなくて、国民の乙号事件の手数料でつくったシステムで、こんな便利なものができるでございまして、便利なんだからまた金を加算しろと言ふんじや、何か国がやっ

たかひに、登記情報管理事務費は、百六十五億の内訳でございますが、この中には従来どおりの登記事務処理、乙号事務処理に要する費用としまして大きなところを申しますと、例えば謄抄本作成機器等整備経費が三十一億、これは謄抄本をつくらせておきますコピーの機械であります。それから謄抄本作成業務委託経費三十三億、これは謄抄本作成を外部委託しておる経費であります。さらにそのほかに、事件処理経費二十九億などがございまして、これらは現在行われております乙号事務の処理に必要な経費でありまして、コンピュータ化経費ではございません。

コンピュータ化に關係いたします経費といたしましては、登記情報システム実施経費二十八億、電子計算機借料二十一億、そのほか登記情報システム施設借上げ料といったようなものが一億八千万ほどある。これがいわゆるコンピュータ化経費でございます。

○猪熊重二君 そうすると、登記特別会計をつくって、この乙号事件の収入が三百九十億を集めておきながら、六十三年度にその移行為のための経費として使っている金が一体幾らあるのか。今局長がお話しになった従来からの登記事務にかかる費用としてそれを足し算すれば九十三億にものなってしまう。そうすると、数十億、五十億が幾らかぐらいは使っているのかもしれないけれども、三百九十億をきつておくための費用だといって特別会計で持つておくべきながら、コンピュータシステム移行のための金として数十億しか使っていないとすれば、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 手数料収入と申しますのは、登記所で謄抄本あるいは閲覧をされる方々がその対価として払われた金額ということになるわけでございます。当然これは、その事務処理に要する費用全体を賄うという趣旨のお金でござい

ます。したがって、それはすべてコンピュータ化に経費に使われるものではなくて、コンピュータ化に経費は使われるもので、何と申しますか、国民が要求されるサービスにこたえたその余りという形から支弁するということになるわけでございます。

この情報の経費というのは、先生御指摘のように、比較的少ない百六十五億でございますが、謄抄本の交付等に要する人員の人員費等は、その前の方の一般的な登記所の管理費という形で計上されております。登記所等管理に必要な経費というところに入っているわけでございます。

る効果は、当面主として乙号利用者の方にあらわれると言えまされども、それに付随しまして、甲号事務の方にもそれ相応のメリットは生まれてくるというところは確かであると思います。そういうことを踏まえまして、それならば甲号利用者にも応分の負担をさせてもいいんじゃないか、そういうことも考えられないかというのが、民事行政審議会の答申における「今後の検討課題」ということとして取り上げられたことでございます。

表現はこのような形になっておりますが、甲号利用者に相応の負担を求める方策は、それじやどんな方策があるだろうかというところは、これはいろいろ考え方があり得ると思ふんです。根本的には国の財政制度そのもののあり方にかかわってくることでございます。それに見合うものを一般財源から繰り入れるという考え方もありましようし、甲号事件についても手数料的なものを見込むとかいような考え方もありましようし、いろいろなことがございまして、また、今後答申に指摘されました状況などを勘案して、いろいろ関係省庁とも協議をしていかなければならないことでございまして、今直ちにこれはどうするということをして申し上げる段階ではございません。

○猪熊重二君 私、なぜこんなに細かいことを申し上げるかというところ、結局登記手数料は政令で定めるところになっておりまして、国会の窓口とは関係なしに今後自由に定められる可能性があるわけですね。そして、しかも先ほど申し上げたように、登記特別会計で三百九十億国民が年間支払っている金の中から、直接的にコンピュータシステムのための金としては数十億しか使っていない。それで、後になってやれ金が足りないというのだということでは受益者負担、受益者負担ということでは手数料を二倍にする、三倍にするということになったら、国民の負担はたまつたものじゃない。

そういう意味でこの手数料を、法律事項じゃないですけれども、改正するのどうのというふうなことに付いては、国民の負担の軽減を図るという

ことを前提にして慎重に考えてもらわなきゃならない、こういうことで申し上げておるわけです。もう一つ、プライバシーの問題を伺おうと思つたけれども、時間がなくなりましたので、法務大臣に、ともかく手数料を今後いろいろ増額するようになつてくる場合には、非常に慎重にやつていただきたい、この点についての御意見をお伺いして終わりにしたいと思います。

○國務大臣(林田修三) 御承知のように登記特別会計は、登記の手数料のほか一般会計から繰り入れをしております。それで賄つてきておるわけでありまして、そして、先生おっしゃいますように目的税ではありませんが、登録免許税は七千億から八千億になつておる、それだけこの登記所が稼いでおると言つてもいいわけでございます。そういうことも考慮いたしまして、これから、一般会計からできるだけ繰り入れを考えてもらひ、そしてまた登記の手数料の方も考えてもらつて、その辺も調整いたしながら、この辺を財源として決めていきたい、かように考えておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○猪熊重二君 どうもありがとうございます。終わります。

○橋本敦君 私の方からも伺います。きょうは最初の質問ですから、まず大きな観点から政府の見解をただしていききたいと思います。

言うまでもありませんけれども、六十一年のいわゆる円滑化法からパイロットシステムの試験というところで出発をいたしました。この実験の結果の評価やあるいは今後のいろんな計画の見通しなり、それが国民生活に与える影響とか、国民の負担とか総合的な観点を厳密に検討した上で、次のステップへとというように理解をしておつたわけですが、早々と二年たった今日、本法案によつて全国的なオンラインシステムを含むコンピュータの全面的な施行ということに政府としては踏み出してきたわけでありまして。

そこで、まず聞きたいことの第一点は、こういう全国的なコンピュータ化を行うという場合、

一つは全国の登記所が幾らあつて、全部それを行うという、そういう計画であることは間違いないのかどうか。それから、コンピュータ化をすると言ふけれども、一体コンピュータにインプットしなきゃならない登記件数がどれくらいあるのか。この点をまず明らかにしてほしいんですが、どうですか。

○政府委員(藤井正雄) 全国の登記所約千七百十ございまして、これを時間ばかりですが、全部コンピュータ化する計画でございます。日本全国の不動産の筆個数でありますけれども、土地が二億三千万筆、建物四千万個、これが不動産の数でございますからそれだけの登記がある。そのほかに、船舶でございますとか、財団でございますとか登記簿の種類は非常に多いですが、数としては全体の数を左右するほどではございません。商業登記でございますと、会社、法人合せておよそ四百万社でございます。

○橋本敦君 したがって、実に大きな計画になりますね。そこで、こういうような大きな計画の全面的な実施に踏み込んでいくという、そういう決定は十分慎重に審議会等の意見を聞いて決められたのか、法務省の内部で決定されたというふうな手続経過にすぎないのか、こういうことを決定された経緯そのものを説明していただけますか。

○政府委員(藤井正雄) 昭和五十八年から板橋出張所でパイロットシステムを稼働させまして、現行の登記簿による処理にあわせてコンピュータ化した登記簿の処理を実験的に、並行的に行うということを進めてまいりました。と同時に、パイロットシステム評価委員会というものを発足させまして、ここでもってパイロットシステムの運営、稼働から生ずるいろいろな問題点について検証をしてもいい、それが今後登記事務処理としてたえ得るものであるかどうかという評価をしてみました。それから、六十年にその中間報告がございまして、ちょうどそのころに円滑化法も制定をいたしました。これによつて、今後電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入に当たり特に留意すべき事項いかんということで諮問をいたしました。これに對しまして六十二年の十月に答申をいたしまして、これがお手元の合本の資料に編纂をされておるところであります。

また、パイロットシステム評価委員会におきましては、本年の三月に最終報告を提出されました。これによりますと、

パイロット・システムでは現に、コンピュータシステムによる登記事務の合理的、効果的な処理が行われておると認められ、また、コンピュータ処理の場面においては、簿冊処理に比較し、利用者に対するサービスの一層の向上と登記事務に従事する職員に対するより良好な勤務環境の提供を図ることが可能であると考えられる。

という評価をちょうだいしたわけでありまして、このような経緯を踏まえまして、これから板橋出張所を第一号にブックレスで、つまり登記簿冊を廃止してコンピュータ・登記簿、磁気ディスクによつてもっぱら登記を行うというシステムを進めるためには、法律の改正をお願いしなければならぬということとで今回の法案の立案をさせていただいたわけでありまして。

○橋本敦君 今おっしゃつた評価委員会の評価、これはもっぱらパイロットシステムを技術的に検討するということが中心の評価ですね。

○政府委員(藤井正雄) そのとおりでございます。

○橋本敦君 それで、行政審議への大臣の諮問は、今局長がおっしゃつたように、将来このコンピュータ化制度導入に当たつて特に留意すべき事項ということですから、一部にはコンピュータ化に伴う基本的な観点もありますが、全面的に今お

つしやった登記を日本のすべての、今でいえば山の中の一人片もあるわけですが、そういうところも含めてすべてやる必要があるかどうかという、そういう政策的な検討は、この行政審では十分なされている形跡はないんです。というのは、諸問の内容が実施をすることを前提にして、その上で留意すべき事項、こうなっていますからね。

だから、私が言うような高度の政治的な判断でこれを全国的に、これから今すぐにも着手しななきゃならないという、そういう必要性があるのかどうか。国民負担はどうかという、そういう観点での客観的な審議が法務省以外の何らかの機関でなされた形跡はない、私はこう見ているんですが、結論としてそうでしょう。

○政府委員(稲葉威雄君) コンピューター化の必要性というのは、先般の各委員の御質問に対してお答えしているとおりでございまして、登記の繁忙が非常に甚だしく、これを抜本的に登記所の執務体制というものを改善するためには、これ以外にはないという基本的な判断があるわけで、それを前提にして円滑化法ができたわけでありまして。そういう意味では、繁忙庁においては、これは緊急欠くべからざる方向でございまして、先生おっしゃるように、山の中と申しますか、僻地あるいは、特に私も問題にしておりますのは離島でございまして、離島の場合には三階層ネットワークを組もうとしたしますと通信回線が非常にかかります。そういう意味で、離島についてはあるいは旧来のシステムというものを維持することが適当なのかどうかという点の判断をまだ留保しているわけでございます。

しかし、少なくとも民事行政審議会が答申していたいたような、繁忙庁を中心とするというもののについては、これはもうやらざるを得ないという判断でございます。そういう前提でこの計画といいますが、今回の改正法ができていますというふうには御理解いただければと思っております。

○橋本敦君 今おっしゃった行政審の答申が、繁忙登記所優先という方向を留意事項の重要な部分

として出しているのは、私も見ていますよ、それは当然です。また、実際に繁忙登記所がまさに問題なんです、国民サービスの点で。だから、繁忙登記所の事務を国民サービス向上のために合理化する、機械化する、オートメ化する、あらゆる施策をやるといふことについて私は決して反対ではありません。

この間も、私は徳島へ調査に行ってきた徳島法務局長にもいろいろ話を伺ったんですが、徳島県下全体で見ると繁忙庁は二つだけなんです。一つは鳴門大橋ができた関係で鳴門地域の登記事務が激増している、これが一つ。それからもう一つは、徳島の市内の本局ですね。他の圧倒的部分は余り動いてないんですよ。だから、さしあたり繁忙登記所優先をやっていくということで合理的に考えていくということなら、それなりの合理性はあるけれども、山の中の登記所まで含めて全国ですべての登記所をコンピューター化をするという方針、そして国民に経費負担がそれとどんどん高くなっていくということになりますと、それ自体が合理性を欠くと言わざるを得ないんですよ。

そこで、先ほどから資金計画もいろいろ言われておりますけれども、三階層ネットワークということになりましたと、中心は千葉の情報センターに置いて、そして各県にそれにふさわしいバックアップセンターをつくって、それから登記所ということとのコネクションをつくっていくかなくちゃならない。

それで、まず聞きますけれども、幾つのバックアップセンターをつくって、そしてそれ自体の経費はどれくらい見込んでいますか。

○政府委員(稲葉威雄君) バックアップセンターは各法務局、地方法務局ごとに一つずつつくってございまして、全局五十カ所を必要とします。ただ、それにどれくらいの費用が必要かというところは、現在施設をどういう形で確保するか、つまり国有地の上に合同庁舎で建てられる部分とか、あるいは単独庁舎の出張所とか、そういうところの一部に増設する。いろんな方策があるわけ

でございます、それを各地について全部網羅して計算しているわけではございませんので、確定的な金額というのはいまのところはつきりしないわけでございます。

○橋本敦君 そうでしょう。例えば徳島の場合は合同庁舎に入っていますから、あの徳島の本局で法務局にバックアップセンターをその場でといて、これはスペース的余裕が全然ないことぐらい見てわかりますから、どこかにつくらなきゃならぬ。そうすると、それは国有土地でつくるのかあるいは土地を買い入れてやるのか、各県によって全部違いますね。だから、そういう意味では、この行政審の答申は今言った三階層ネットワークをやるときに、こう言っておりますが、その中心のバックアップセンター自体が全国的にどういう計画で進められるか、費用がどれくらいかかるか、計算のしようもない、こういうことですね。

先ほど局長は、全体の予算は、円滑化法当時は五千億と見たが、恐らく五千億では済むまい、五千億を超えるというようにおっしゃった、私はそのとおりだと思っております。これは、延びれば延びるほど経費はかかっていきます。一説によれば、今局長がおっしゃった全国のすべての登記所のコンピューター化を全部やっていく経費というのは、五千億どころか一兆円を超すだろうという、そういう見積もり試算の話もありますが、具体的に十五年なら十五年かかって経費がどれくらいだという試算は、これはできるんですか、できないんですか、どうですか。

○政府委員(稲葉威雄君) コンピューターの技術というのは日進月歩でございまして、ハードの費用というのはどんどん安くなっているわけでございます。それと一方では、施設整備に要する費用というものはかなり上がっているわけでございます。そういう意味で完全な予測ということになると、これはもうとてもできないわけでございます。結果として十五年の経済発展と申しますかあるいは物価の状況というものを全部見通

せと言われても、これはとてもできる話じゃないわけでございます。

現在のところの推計でございまして、全くこれは目の子である程度やった数字でございまして、それでまいりますと、大体五千億を若干上回るという数字が出てきているということでございます。結果的にそこでおさまることになるかどうかというのは、今後逐次情勢変化に応じて計画を見直してまいります、計算を是正していくということをやっていくかしなければいけないのではないかとはいふに考えております。

○橋本敦君 結論的に言って審議官も正直におっしゃったように、見通しも計算もできないという条件と要素があるというわけですね。だから、五千億を超すだろうというのは五千億から出発した現在の推定的見方であって、それで済まないだろうという予測がついておるが、何ぼになるかわからない。しかも、それはどうやっていくのだ、登記特会を中心とした金で賄っていくのだ、こういうことになりますね。その点で行政審、行政審とおっしゃるが、行政審の答申自体は、留意すべき事項として「効率的な移行体制の確保」、「資金計画との整合性」を非常に重視している、これは当然だと思えます。資金がなしに大きな国家計画は進みませんよ。

ですから、この問題はまさに具体的な予算と資金計画の裏打ちのない計画だと私は指摘せざるを得ない。十五年ぐらいいというふうにおっしゃったが、その十五年ぐらいいという根拠は一体何なのか、それが十五年ぐらいいと決めているのか、どこで決めているのか、一遍説明してくださいませ。

○政府委員(稲葉威雄君) これは先ほど申しましたように、現在の計画で、現在の推算で考えまして、効率的な移行体制の確保というのにはできるだけコストを安くして移行をするということでございます。そのためには、移行の事務量を平均化するような体制でやるということ、それからメリットが多い地区から順々にやっていくということ

が必要だろうというふうに考えております。それから資金計画の面では、手数料の額をそうむちゃに、むちゃにという語弊がありますが、そんなに国民の御負担を願うようなことはできない。例えば先ほど現行の手数料の二倍とか三倍とかいうようなことも出ましたけれども、そういう数字になるようなそんな負担を求めるようなことは、これはもう絶対に私どもとしてはできないだろうというふうに考えております。

そういうようなことを考えまして、先ほど工藤委員からはもっと早くという御指摘もございましたけれども、十五年というかなり長年月をかけてやらざるを得ないという判断をしているわけでございまして、そういう意味では国民へのサービスの均てんというのを考えますと、なるべく普遍化する方がいい。先生の御指摘のように、それは効率化から考えると、ある地区は要らぬのではないかと考える方もあるかもしれませんが、国民の立場から考えていってあるところは迅速かつきれいなあれが出る、そしてまた、全国どここのデータも瞬時に取り寄せられる。ところが、ある地区はそういうことはないのだ、しかし手数料は同じ手数料を払わなきゃいかぬのだというようなことで、果たして国民が納得するかどうかという制度の問題もあるわけでございます。

そういう国民のニーズというものを考えますと、やはり全体をコンピュータ化するという方向の方が正しいのではないかとというふうに私どもは考えております。

しかし、それについてできるだけ効率化、コスト、国民の負担を低減するという方向で考えるということになって、しかもなるべく早くやりたいというところも考えるということになると、そのくらの年月が要るのではないかとというふうに思っているわけでございます。

○橋本教君 私、十五年かかるのがいかに言っているわけでもなく、そういうことを私は言っているのじゃないんです。要するに、計画の具体性と内容のコンクリートな固めがない。いわば資

金計画も漠然としているし、十五年というの漠然としているし、そういうようなことで出発をしていいのかわからないという批判的な立場から言っているんですよ、いいですか。

それで、登記特会との関係で聞きますが、五千億円にしろ、六千億円にしろ、これは今後の資金は乙号を中心とする手数料の登記特会だけでいい、あるいは大臣がおっしゃったように、このコンピュータ化は一般会計からも出してもらって進める、これは可能なんですか。あるいは財政投融資資金の借入れ、これはできるのですか、特会の性質からいってどうなんですか。そこらをご考えていますか。

○政府委員(稲葉威雄君) 私どもとしては、先ほども申し上げましたように、現時点で確定できる数字に基づいてできるだけコンクリートな考え方の計画という形で、これを出しているわけでございます。この民行審の答申にも幾つか出ておりまして、資金計画を登記手数料だけで賄うというようなことは立ち至らないという、そういうことではもう処理し切れないということが起こり得るという可能性は民行審の答申も認めておりまして、そのためには、国や地方公共団体の手数料の有料化というものの検討すべきだし、あるいは先ほども話に出ました甲号の手数料、甲号利用者の負担、これは大臣が申し上げましたように、一般会計からの繰り入れという考え方もあり得るわけでございますが、そういうものも含めて考える。さらには先生御指摘のように、後年度の人たちの利益にもなることとございまして、手数料の費用の負担者をなすという意味で、借入れにやっております後年度、それを将来の手数料収入から返済していくというやり方もあるわけでございまして、ただ、この場合には、この最後の方法につきましては、現在の特別会計法の制約でできませんので、これも一つの検討課題として、私どもは検討しなければならぬのではないかとというふうに考えております。

○橋本教君 私が言うのは、今あなたがおっしゃった最後なんです。特別会計法との関係において、そう簡単に一般会計から出せないですよ、これは。大臣は努力目標としておっしゃったというように私は思うんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(林田修二君) 簡単にはいかないと思います。

しかし、現在の登記特別会計が単に登記の手数料ばかりではなくて、一般会計から繰り入れてもらってやっているわけです。したがって、将来一般会計の繰り入れをもう少し多くしてもらおうということによってある程度やっていけるのじゃないだろうか、かように考えております。

○橋本教君 それがやっぱり努力目標であり、将来のことだ。だから非常にかたいのは、特会として乙号手数料を中心とする収入ですよ。これを中心としなきゃどうにもならぬから今おっしゃったように、甲号についても登録免許税以外に手数料を取るということを考えるを得ないという国民負担が出てくるし、それから商業登記関係でも、閲覧がただであったのを有料にするということも出てくるということ。そして、先ほど藤井局長がおっしゃったように、乙号についての手数料の値上げも考えるを得ない、こういうことになるわけなんです。

このところで聞きますけれども、将来の資金計画を特会を中心に行っていくための手数料の値上げは、十五年間に一回では済まぬだろうと見ている、一回では、そこで、お尋ねをしますけれども、その登記特会の大事な基礎である手数料が、先ほどお話しのように六十二年では三百六十億、それから六十二年では一月から十二月までで三百九十八億と、こうなっておりますが、これはどれぐらい伸びていくというふうに試算されておりますか、何%ぐらい、あるいはほとんど伸びないと思いませんか。計算根拠はありますか。

○政府委員(藤井正雄君) 手数料の伸びは、これは各年における主として不動産の取引の趨勢によって左右されることであります。しかし、近年二十年ばかりをずっと見てまいりますと、年によ

って多少の差はございますけれども、おおむねこれが増加をしてきている趨勢にございます。でありますから、それによって大体の傾向、何%程度の増が見込まれるという数字ははじき出せるというふうに考えます。

登記手数料でございますが、これまでの経緯を見ましても、手数料の改定は短いときには三年ぐらいであるいは五、六年ぐらいで大体改正がなされてまいっております。したがって、今後十五年間を見通してどうだと、こうおっしゃられますと、これまでのベースで物を考えてみましても、やはり物価の上昇その他経済情勢の変動がございまして、やはり一回やそこらの値上げというのにはあり得るでございましょう。それにさらに加えて、これだけのプロジェクトを進めるということになりましたと、やはりこれから先大きな効果を生み出すものとして、当面さしたってこれについての国民の御負担を願わなきゃならない。その時期はどうしても近々やってくるというふうに私は考えております。

要は、このコンピュータ化の計画は何も物好きでやっているわけでも何でもございまして、昭和四十年代以降の非常に大きな登記事件増、これが業務を圧迫し、もういろいろな不具合を生んできている。これを解決するために人をふやせばいいというのは確かに正論でございましてけれども、これは幾ら頑張ってもふやしていただくには限度がございまして、先生方にもいろいろと御支援をいただいたわけでございまして、それには限度がある。そうすると、どうしてもやらざるを得ないということで四十七年から計画をスタートさせたわけでございまして、今日までそれだけでも既に相当かかっている。決して私ども拙速であるというふうには考えていないところを御理解いただきたいと思っております。

○橋本教君 今の局長のお話によってもやりたいというあなたの気持ち、法務省の立場はわかります。しかし、私が問題にしているように、この特会制度のもとで、結局こういった大きなプロジェ

クトをやっていくということになって、全体計画、資金計画がなかなかつきりしない中で、はつきりしているのはこれから十五年の間に、通常のペースで言えば二回程度の手数料の値上げはあるだろう。しかし、それにプラスしてこのコンピュータ化推進のための資金に見合う負担の値上げをやらなきゃならぬという、そういうことも考えているという国民負担の増大がはつきりしたわけですね。そこで、この問題については非常に国民の立場から見て大事なことから、それに見合うサービスが国民の側に得られるか、こういう問題があるわけです。

そこで、先ほどおっしゃった全国オンラインネットワークで、一カ所でもこの登記も見られるというところで、これも登記証明事項をもちょうとすれば、先ほど猪熊委員がおっしゃったように、長距離のオンラインを、回線を使ったという費用まで負担しなきゃならぬということで、これも経費が高くなるわけですが、具体的にそういう必要が国民の中にどれだけあるかというと、そんなにしばしばあるものじゃない。例えば岡山の町のだれかが北海道の土地を調べるということの必要性が一生のうちにもどれだけあるだろうか、ほとんどありません。そしてまた同時に、そんな遠くでなくても、私の住んでいる大阪なら大阪で、私が調べなきゃならぬというのは調査等でそれはあり得ますが、一般の人にとってはそうないですよ。

だから、そういう全国オンラインネットワークで瞬時に多くの登記事項を手に入れて、費用を何ぼかけてもいい、それが便利になるというのは、これは特別の目的を持った人があるいはデベロッパーか、不動産会社か、そういう限られた範囲になるんです。一般国民はそんなに必要があるという、そういう状況じゃありません。

そしてもう一つの問題について言うなら、今度は登記事項に関連するんですが、先ほどお話をしておきますように、現在有効事項がコンピュータインプットで移行されるわけで、不動産の経

過について、経歴については経費その他を考慮して当面やるということではない、こうおっしゃっている。

ところが、国民個人にとってはめったにないことだけれども、特定の不動産の権利関係、その経歴をさかのぼって調べなきゃならぬ方がよっぽど多いんです。遠いところのものをとるよりも。また、遠いところの場合もそういう場合があるんです。例えば所有権の移転がどういう原因でなされるのか、代物弁済か、売買かあるいは三項による所有権移転の登記が抹消されたことによつて所有権関係が変わるのか。そういうことで所有権のまさにその本体、実体がどうかということを検討する場合、現在登記事項じゃなくて過去にさかのぼった経過を調べるといふことがはるかに必要が多い。裁判所で起こっている所有権確認の訴訟などというものはほとんどそうです。

だから、そういうことを考えますと、国民のニーズにこたえるためには現在事項だけじゃなくて、簡単な登記証明事項じゃなくて、やっぱりそういう不動産の経歴、ヒストリー、これがわかるというシステムがあるということが大事です。それをわかるためには閲覧制度があることが大事です。そして、閲覧制度に基づいてそれを見きわめて、そしてその謄本がとれるということが大事です。これが今までの経過ですね。こういうことがなくなるといふことについては、私は国民の側から見て権利保全のためにも重大な問題だと、こう思っておるんですが、民事局長はどうお考えですか。

○政府委員(藤井正雄君) 国民の利便に対してすべてこたえるという立場をとりましますらば、現在あります、記載されている登記事項を全部磁気ディスクの方に移す、そうすることが最も望ましい、そっくりそのまま移す方がその目的にかなうということは、まことにおっしゃるとおりでございます。

しかしながら、私どもは先ほどから先生の御指摘にありますように、資金計画をどういうふう

立てるかということについて率直に申しまして大変苦労をいたしております。これだけのコンピュータ化、ネットワークを組んだコンピュータ化をするためには、先般来申し上げておりますような非常な経費がかかる。そうすると、これをできるだけ切り詰めて極力経費を抑えた形で効率的な移行をやり、コンピュータシステムに移っていかなくてはならないと思っております。

過去の履歴を含めて全部移すということになりますと移行の量が非常に多くなる。これは労力ももちろんでございまして、経費にしましても大変大きなものがかかるというふう聞いておるところであります。そうでありましますらば、現在法律で移記作業をやることとされておる建前をこの際も、これも移記の一種でございまして、同じ方針をとるといふことにさせていただきます。どうであろうかという、それが最大多数の方々にはそれでよろしく通用することになるかどうか。どうしても来歴が必要な方というところになりますと、これはコンピュータに移しまして閉鎖をしました旧登記簿を閲覧していただくなり、閉鎖登記簿謄本をとっていただくというところで対処していただく。それが必要な方がどれくらいいるか、それとの費用効果の問題として、そのあたりが折れ合い線ではなからうかというふうに思っているわけでありまします。

○橋本敦君 ですから、費用の点が大変だということとは私も理解はしておるんですが、国民のニーズにこたえるという面からいって、その部分のニーズが切り捨てられますよ、あるいは大変不便になりますよというのを私は指摘している。その事実を否認しませんよ。先ほど審議官も閉鎖謄本を見てもらうということをおっしゃっている、局長もおっしゃっている。そうすると、移記する前の閉鎖謄本、それは閲覧して見るといふことにしますが、今度はコンピュータに移記された後、三年先にこの三年間の所有権の動きを見るときに○政府委員(稲葉威雄君) その移記された後に

は、そのまま現在の登記簿と同じように、その磁気ディスクの中に残ってくるわけでございます。ですから、そのまま証明書を現在事項証明書という形でとらないで全部証明書という形で請求していただければ、それは出てまいります。

○橋本敦君 わかりました。そこで費用の問題。現在事項の登記証明書はそれ自体費用を払うわけですが、過去にさかのぼって、費用は一体どういうふうになりますか。

○政府委員(稲葉威雄君) 現在の謄抄本の手数料体系は謄本でありましても、抄本でありましても一通幾らということにしております。その体制を今後証明書についてもとりたいというふうに考えておりました。基本的に証明書については全部同額ということになるかと考えております。

○橋本敦君 そうすると、今審議官がおっしゃったのは一回の証明書手数料でいいと、こういうことですね。

○政府委員(稲葉威雄君) おっしゃるとおりでございます。

○橋本敦君 そこで、現在ならば登記簿を閲覧させてもらって、それでよく調べて、そしてまあこれならばよくわかった、証明書をもらうまでもなくこの部分ではなかったと。だから、次のまた登記簿を閲覧するということで、調べること自体は費用をかけずにできるんです。今度は自分で見れませんか、これがつまり閲覧制度の廃止ということですから登記事項証明書をもらって、いやこれじゃなかった、こちらの不動産の方を調べたいんだとなつて、それも登記事項証明書で金を払って、手数料を払ってもらわなきゃならなくなる、こうなるんです。わかりますね、私の言っていることは。そのとおりでしょう。

○政府委員(稲葉威雄君) 御指摘はそのとおりでございますが、もともと閲覧という制度がいわば緊急避難的に行われていたと。そして、それは確かに低廉ではありますけれども、非常に危険な扱いでございまして、そのために先ほど大臣、局長

も申し上げましたように、抜き取り、改ざんというふうなことも行われるものでございまして、そういう意味では危険を負担して、危険を承知の上で低廉性、効率性を要求しているということになるわけでして、それがそのまま維持するのがいいのかどうかという問題ももう一つ政策的にはあり得ると考えております。

○橋本敦君 それはおかしいですよ。善良な市民に費用を全部負担させることになっていて、特定の、特別に少数の悪いことをやった人間の不利益を全部国民にかぶせるといふような必要はないですよ。それはもう理屈として私は成り立たぬと思う。それはあなた、国民が今まで閲覧制度ができてから今日まで何千万人が閲覧していますか、それだけの利益を国民は得ているわけですよ。それを全部今度は有料化する。特定の者の不法行為があるために今度のコンピュータシステムをやったわけじゃないでしょうが、そのためだけのコンピュータシステムの発想じゃないでしょうが、そうなれば不正を防げるということが一面においてあるというだけの話です。それ以外に負担が合理的だという理屈は成り立たぬと思う。

私が言うのは、閲覧制度の廃止問題はまた時間をかけてやりますが、要するに不動産のヒストリー、履歴を全部調べるということについて新たな不便と費用もかかるという意味で、国民サービスの向上だとはばかりは言っておられませんが、そういうことを私は指摘しているんです。そういうことで、私の指摘をしていることについて御意見がありますか。

○政府委員(稲葉威雄君) 確かに、閲覧にかわる制度としては要約書という制度を設けて同じ手数料額でやろうというのを考えておりますけれども、これは全体を見るとということではなくて、重点的な事項を明らかにすることにして、重たな事項を明らかにすることにして、そういう形でございまして。そういう意味では、そういうことができるかどうかという点になると、先生の御指摘のような点が出てくるだらうと思います。し

かし、これは最大多数の最大幸福という思想からいって、閲覧と同じようなことをやりますと、結局コンピュータの費用から申しますと、証明書を出すのと同じことになって費用をちつと節約することにならない。ある意味では、これはコンピュータシステムの宿命みたいなものでございまして。そういう意味では、先生の御批判のコンピュータシステムをとらぬでもいいじゃないかということになるのかもしれないが、他方から考えてまいりますと、繁忙登記所の現状ということを考えてこれ以外にはないということもあるわけでございます。その辺をどういふふう整理して考えるかということでございますが、私もとしてはこうするのが一番将来に向かって適当な方策なのではないかという決断をしたわけでございまして。

○橋本敦君 要するに、私は全体計画が非常にコンクリートに固められたというものではないこと、そして資金計画も含めてそういう計画が明確に合理的な内容だということが判断できるような状況にもないこと、そして国民負担の増大ということとは避けられない、そしてそれに見合うサービスは、逆にサービスの面で後退している面があり得る。こういった問題があることをきょうは明らかにしたかったわけでありまして、時間が参りましたのでこれで終わります。

○西川潔君 最後になりましたよ。よくお願いいたします。重複する部分がたくさん出てくるかと思いが、おさらいの気持ちでおつき合いをいただきましたと思います。現在本場に法務局、登記所の忙しさは大変なものだと思っております。現に渋谷のあのNHKの近くにありますが登記所では、日によつてはもうらん違いがあるのですが、午前中に行つても午後になります。午後の早い時間に参りましても三時過ぎるというふうな日がたくさんあると聞いております。結局訪れた人の不満は募るばかりで、ひいては窓口のサービスの悪さ、ワーストランキン

グの上位という不名誉な記録をちょうだいしたということになるんですが、今回それを解消するたにコンピュータ化をする。お話を伺いしてありますとコンピュータ化が終了するに十五年はかかるのだと聞いてお伺いいたしました。なるべく我々の切なる願いを早くひとつお願いしたい次第でございます。

そこで、コンピュータ化に伴つて職員の方、現在のお仕事に加えてデータのインプットを行わなければならぬが、職員の方々がその際行方仕事の内容と負担量、それと登記所に長く勤めておられる中高年の方々は、僕はついお年寄りの方々のことが気になるんですが、コンピュータと聞いただけでおじけづくという方々が各企業でも最近たくさんいらっしゃいます。そういうことでノイローゼになつていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですが、主にそういう職場では若い人のお仕事につくんでしょうか、それともまた中高年の方々も新たな勉強をしていただいてお仕事をしたいとたくさんいます。その辺の対処の仕方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) コンピュータ化を進めるに当たりましては、まず現在の登記簿からコンピュータの方にその事項を移さなければならぬわけでありまして、どういふ仕事をするのかというお尋ねでございます。まず、コンピュータの方へ入力をする原稿をつくる。そして、その校正、修正をやる、これだけのものを移行するというのを確認するわけですが、最終的には校合という手順を踏むことになりまして。できるだけ外部に委託できる部分は外部に委託をいたしたい。しかし、最終的な移記校合、移したものがこれで間違いないということを確認的に判断をする、この作業だけは登記所の職員がやらなければならないということになります。また、外部委託の手順、手続の過程におきましては、やっぱり登記所の職員が責任を持って監督もいたさなきゃならない。仕事としてはそういうものがあるということになります。

○政府委員(藤井正雄君) 地番は土地を区画いたしまして、その土地にそれぞれ番号として付されているものでございまして、むしろ昔から地番がございまして。昭和三十三年に住居表示というものができました。市街地における住居表示という制度として生まれたわけでございまして。後発の住居表示制度が一般化したしまして、私も登記を扱っている立場からすると、後から出てきたもののために迷惑を受けているというのにはちょっと言い過ぎでございますけれども、少々それによつて混乱が生じているわけでございまして。これは、土地を特定するために登記所が地番区域を定めて土地の位置がわかりやすいようにして

そこで、それではコンピュータへ移行した後、一体どういふ人がそれを扱うのかということでございますが、中高年の方々もそれはど大したことではないようでございます。端末装置を操作するわけでありまして、これの習熟期間というものは、記入の事務は若干完全になれるまでに日がかりますけれども、それ以外の受け付けとか、調査とかそれから最終の校合とかというふうな端末の操作はもうほんの二、三日もあれば習得できるということでございます。中高年の方もこのころは皆さんワープロぐらいは平気で扱う、中高年に一番人気のあるOA機器だという評価もあるぐらいでございます。実際には職員の受けとめ方というものはそれほど心配することはないんじゃないかとお伺いしております。

○西川潔君 それをお伺いしまして安心いたしました。どうぞ高齢者の方を冷遇されないようにひとつよろしくお願いいたします。次に、登記所で謄本などをとるときに、今僕も書類を持ってまいりましたんですが、地番が必要で。地番というのは一般に生活している我々にとつて非常になじみが薄いんですけれども、ここで例えはお伺いしまして即問即答でなかなか出てこないと思ひますが、この地番とは何なんでしょう。住居表示と地番を違えることによる何かメリットがあるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 地番は土地を区画いたしまして、その土地にそれぞれ番号として付されているものでございまして、むしろ昔から地番がございまして。昭和三十三年に住居表示というものができました。市街地における住居表示という制度として生まれたわけでございまして。後発の住居表示制度が一般化したしまして、私も登記を扱っている立場からすると、後から出てきたもののために迷惑を受けているというのにはちょっと言い過ぎでございますけれども、少々それによつて混乱が生じているわけでございまして。これは、土地を特定するために登記所が地番区域を定めて土地の位置がわかりやすいようにして

いるものでありまして、住居表示とはどうも性質が全く違うわけでありまして、これを一緒にするといふわけにはまいらないんですが、ただ現実登記所へおいでになる方は住居表示でもってこの土地を見たいというふうにおいでになりますので、その範囲内で登記所としましては、ある限られたその地域でもって指定しておいでになった場合には、住居表示から地番を検索するシステムは備えましてお客様にサービスをいたしたいと思っております。

○西川潔君 次に、謄本や抄本を見ますと古い漢字の羅列が目に入ります。また、何がどういふことを意味しているのか、私たち素人には本当に今回の法律は複雑で難しく、いろいろ目も通したんですが読むのが嫌になってしまふくらいです。例えば旧漢数字も使っているため、私の資料に「参六五五」とあって、一年の三百六十五日がこれは三だけが参議院の参になっております。私などは大変恥かしい話ですが、参議院の六十五の日当たりというふうな読み方をいたしました、なかなか難しゅうございます。

今回の法案ではこれらをアラビア数字に変えるそうなんですが、この点は読みやすくなると思えます。形式や書式は今までどおりだとすると、素人にわかりにくいという点では余り改善されないことになると思います。ですから、だれでも明確に内容がわかるようなものにするというふうなお考えはないものでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) コンピューターは、そのデータを自由に編集できる機能がございまして、例えば主登記がございまして、それからずっと離れてそれについての付記登記がなされているというふうなときに、これは登記事項証明書を発行する段階で、主登記のすぐ後に不記登記をくっつけるという形で見やすくなるというところは考えられております。これで完全にわかりやすくなったかと言われますと、登記そのものがかなり技術的な仕組みになっておりますのでどこまで言えるかわかりませんが、多少の工夫はいたしたいと思っております。

○西川潔君 そのあたり、ひとつどうぞ本当によろしく願ひいたします。

次に、最近の土地の値上がりに伴い、不動産の相続が大きな問題となっております。相続税の問題だけではなく、例えば遺産分割などをめぐって登記の手続も大きな問題となりますが、そのときに相続に例へば乗っ取られてしまうような窓口にないのでしょうか。また、問い合わせに答えていただくような、何かほかの省庁のような専用電話などをつくっていただくような予定はございませんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) お尋ねになれます事項が、一般的な法律相談ということになりますと、これはちよつといろいろなほかの業種との関係もございまして、簡単に何でも法律相談にのける、こういうわけにはまいらないのですけれども、登記についてどういふふうにしたらいいかという御相談でございまして、これは登記の窓口においてもう実際にお受けいたしております。実際には、窓口における相談というものは相当ふえてきております。登記所の方でも、それに対応できる体制をとらなければならぬわけでありまして、登記相談官というふうなものを置きまして御相談に應じる仕組みをつくっております。電話なんかでももちろん御相談がありますので、忙しい仕事をやっておりますから、必ずしも十分な対応はできていないかもしれませんが、応じていると存じます。

○西川潔君 近年、値上がりした土地を年寄りからだまし取る事件が大変ふえております。

例えば、ことしの二月九日の朝日新聞に載っております事例ですが、小平市では造園業者らがひとり暮らしのおばあちゃんに取り入り、十七筆、六千平方メートル、時価にして三十億円のうち十筆の四千平方メートル、時価十九億円の被害に遭ったとありました。お年寄りを相手にした不動産をめぐるこのような詐欺事件の対策などはどうなっているか、お伺いしたいんですが、例えば今回

のコンピューター化で権利書の偽造防止など、そういうふうな対策が講じられていられる部分があれば現況をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 一般的に対策と申しますと、ちよつとお答え申し上げる材料がないのでございまして、登記済み証の偽造防止という点につきまして申し上げますと、今回の改正におきましては、登記済み証の作成方法は、これはさしあたり現行の方式を維持することといたしておりますので、コンピューターを利用しての偽造防止策というものは特に講じられておりません。しかし、この点については、例えば登記済み証に暗証番号を付与して、これを添付して登記申請があったときには、その番号をコンピューターに読み取らせて真否をチェックするという方法も考えられるところと存じます。

ただ、そういうふうなものを考えたといいたしましても、登記済み用紙が損耗して読み取れなくなつたらどうするか、紛失したとして保証書で申請してきたらどうにもならないというふうな問題がございまして、まだ十分問題は解決し切れておりません。将来の問題として検討させていただきたいと思ひます。

○西川潔君 その点よろしく願ひいたします。

それでは最後になりますが、先ごろ登録の免許税が大幅に値上げをされましたが、その税収増はどれくらいになっているかお伺いしたいと思ひます。

○説明員(野村興児君) 昨年九月に法改正が行われまして、土地の登記に係ります登録免許税の引き上げがあったわけでございます。適用は、実は六十二年十一月一日以降のものについて行われておりますので、これによりまして六十二年の税収についての増収額は、これは九百億円程度と見込んでおります。

ではないということはおわかりですが、実際には登記を行うことに對する対価の意味も含まれていると思ひます。そこで登記所も、この税収増の恩恵にあずかれないものでしょうか。登記所の例えは特定財産の性格というふうなものとして還元されるように、大蔵省に法務の方から働きかけるようなことをして、少しでも先ほど来から出ておりますお金の負担を軽減するというふうなことの考えはないものでしょうか。これを最後にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 一般財源として課されております登録免許税を目的財源化するというふうなことと存じますので、これが適當であるのか適當でないのか、いろいろ議論があるところのようでございます。今後検討はさせていただきますと存じます。

○説明員(野村興児君) 登録免許税と申しますのは、課税の根拠は財産権の創設とか移転あるいは人的資格の取得等々、いわゆる登記、登録免許、こういうものに對しましてそれによつて受ける利益、そういったものに着目をしていたしまして応分の負担を求めており、そういった一般財源になっているわけでございます。

一方、行政上のサービス、例えば登記で、乙号の關係で実費弁償の趣旨から手数料が取られておりますけれども、そういった手数料と今申しました登録免許税はそもそも基本論を申して非常に恐縮でございますが、性格を異にしているわけでございますので、その部分をたくさん取っているから登記官署についてその一部をとすることはなかなか特定のひもつきじゃないと、こういうふうな解しているわけでございます。

○西川潔君 これで終わります。

○委員長(三木忠雄君) 本案についての審査は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願（第一一九四号）（第一一九五号）（第一一九六号）（第一二二四号）（第一二二五号）（第一二二六号）（第一二二七号）（第一二二八号）

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第一二二五号）（第一二二四号）（第一二四四号）（第一二四五号）（第一二四六号）

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願（第一二六四号）

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第一二六五号）（第一二六六号）（第一二六七号）（第一二七八号）（第一二二二二号）（第一二二三二号）

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願（第一三三二一号）（第一三三三六号）

第一一九四号 昭和六十三年四月十五日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願（一通）
請願者 東京都板橋区大和田町四ノ三
小川夏子 外四十一名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一一九五号 昭和六十三年四月十五日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願（一通）
請願者 三重県津市雲出本郷町一、三二三
長尾興三太郎 外四十八名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一一九六号 昭和六十三年四月十五日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願（三通）
請願者 香川県高松市室町一、八四九
佐藤幸 外八百三十一名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二四号 昭和六十三年四月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 長野市元善町四八一 古字田亮宣
外百八名
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二五号 昭和六十三年四月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願（三通）
請願者 山形市七日町二ノ一ノ一七やまき
ビル山形西ロータリークラブ内
山路雄功 外四百十二名
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二六号 昭和六十三年四月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 島根県簸川郡多伎町久村一、五六
三島根興道連盟内 田中實 外四十九名
紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二七号 昭和六十三年四月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷二ノ三三ノ一
三 伊東幸子 外二十一名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二八号 昭和六十三年四月十八日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 徳島市中央通二ノ二九 庄野イト
外八百五十四名
紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二二五号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 愛知県宝飯郡一宮町大字金沢字高
安二八ノ一 小川輝彦 外千五十
四名
紹介議員 猪熊 重二君
法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務量の増大に対して従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が増加・深刻化することによって保護観察官の業務も複雑・高度化し、特に従来裁判所において取り扱っていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されてからは業務の増大が著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、航空機、船舶の大型化によって出入国者が増大し、特に成田空港の開港に伴って繁忙を極めていく。法務省の業務は人的確保によること以外にはない。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員を大幅に増員すること。

第一二四四号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 名古屋市中川区愛知町二二ノ六
水谷浩一 外四百九十九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二四五号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 愛知県豊田市新生町二ノ一ノ五

松井浩子 外四百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二四六号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 千葉県松戸市北松戸二ノ一〇ノ一
四 坂巻トメ 外四百九十九名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二六四号 昭和六十三年四月十九日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願（三通）
請願者 岡山県倉敷市中畝二ノ一四ノ三九
桐島君雄 外百一十一名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第一二六五号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡河原二四ノ二
森田政子 外四百九十九名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二六六号 昭和六十三年四月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 愛知県小牧市南外山一、二三三ノ
Bノ二〇三 岡田典久 外四百九十九名
紹介議員 堀出 啓典君
この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二六七号 昭和六十三年四月二十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡一色町大字対米字大

屋敷二八ノ二 鈴木潔 外四百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二二七八号 昭和六十三年四月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 徳島市福島一ノ八ノ五九ノ二〇三

名越弘志 外四百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三二二号 昭和六十三年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 滋賀県大津市比叡平二ノ六ノ一五

田村絢子 外四百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三三二号 昭和六十三年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県所沢市出口四六九ノ一三

高橋謙一 外三千名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三三二号 昭和六十三年四月二十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 佐賀市長瀬町七ノ一〇 土井昇

外二百三十九名

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第二三三六号 昭和六十三年四月二十一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 青森県八戸市田向字館越下二〇ノ

七 上平幸江 外四百九十九名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十一日)

一、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正

する法律案

第三号中正誤

ベジ 段行 誤 正

二四 一 運用に 運用に

二四 四 終わり 構する 講ずる

昭和六十三年五月二十八日印刷

昭和六十三年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C